

令和6年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会 次第

日時：令和6年8月6日(火) 13:30～16:00

場所：アークホテル岡山 2階 葵

1 開 会

2 挨拶

3 協議事項

(1) 多面的機能支払交付金の令和5年度実施状況について

(2) 中山間地域等直接支払交付金の令和5年度実施状況について

(3) 環境保全型農業直接支払交付金の令和5年度実施状況について

4 閉 会

傍 聴 要 領

岡山県日本型直接支払等推進委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻 15 分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

岡山県日本型直接支払等推進委員会 名簿

令和6年8月6日(火)

アークホテル岡山 2階 葵

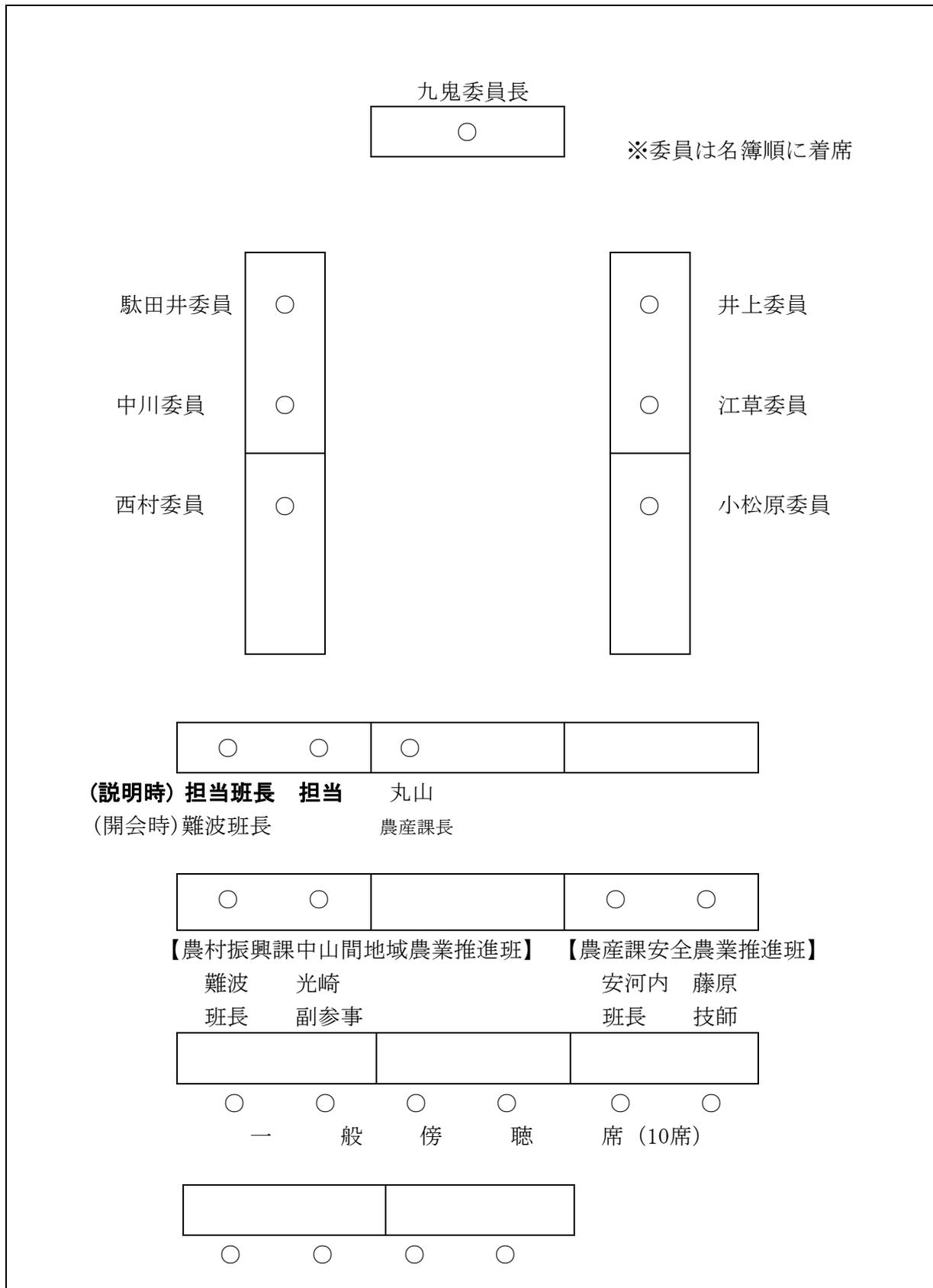
	所 属	役 職	氏 名	備 考
委 員	元 県職員（普及指導員）		井上 康子	
	(株)バイトマーク (シニア野菜ソムリエ)	代 表	江草 聡美	
	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教 授	九鬼 康彰	委員長
	山陽新聞論説委員会	委 員	小松原 竜司	
	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	准教授	駄田井 久	
	岡山県商工会連合会	会 長	田村 正敏	欠 席
	(一社)岡山県婦人協議会	副会長	中川 初美	
	(一財)岡山経済研究所	主任研究員	西村 宰	

(敬称略 五十音順)

岡 山 県	農村振興課（事務局）	課 長	中村 哲郎	欠 席
	中山間地域農業推進班 (多面的機能支払) (中山間地域等直接支払)	総括副参事	難波 明代	
		副参事	光崎 則昭	
		副参事	伊藤 啓泰	欠 席
	農産課	課 長	丸山 安恒	
	安全農業推進班 (環境保全型農業直接支払)	総括参事	安河内 康二	
		技 師	藤原 彩夏	

岡山県日本型直接支払等推進委員会 配席図

令和6年8月6日 13:30~16:00
 アークホテル岡山 2階 葵



岡山県日本型直接支払等推進委員会設置要領

(目的)

第1条 本県における日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払)の実施及び農業振興地域制度の運営に当たり、透明性を確保し、明確かつ客観的な基準の下に適正な執行を行うため、岡山県日本型直接支払等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 多面的機能支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等に関する事
- イ 活動組織の取組状況の評価及び指導助言に関する事

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関する事
- イ 市町村における地域指定状況の評価に関する事
- ウ 知事の定める特認基準についての検討等に関する事

(3) 環境保全型農業直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関する事
- イ 農業者団体等の取組の評価及び指導助言に関する事

(4) 農業振興地域制度に係る事項

岡山県農業振興地域整備基本方針の作成(変更)への意見に関する事

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の区分の委員8名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) マスコミ関係者
- (3) 経済・消費者団体関係者等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年間とする。

2 委員が都合により辞任した場合、必要に応じ、委員会の同意により、委員を補充するものとし、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて召集し、委員長が議長を務める。

(事務局)

第7条 事務局は岡山県農林水産部農村振興課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

岡山県日本型直接支払等推進委員会委員名簿

令和6年4月現在

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	九鬼 康彰	岡山大学大学院環境生命科学研究科・教授 (工学部)	
	駄田井 久	岡山大学大学院環境生命科学研究科・准教授 (農学部)	
マスコミ関係者	小松原 竜司	山陽新聞論説委員会・委員	
経済・消費団体関係者等	井上 康子	普及指導員 (元県職員 元専門技術員 地域資源活用担当)	
	江草 聡美	株式会社バイトマーク シニア野菜ソムリエ	
	田村 正敏	岡山県商工会連合会・会長	
	中川 初美	(一社)岡山県婦人協議会・副会長	
	西村 宰	(一財)岡山経済研究所・主任研究員	

※区分内で五十音順

任期：令和2年～6年度

令和5年度 多面的機能支払交付金の実施状況

令和6年8月
岡山県農林水産部

多面的機能支払交付金の概要

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、これまで地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の維持や発揮に支障が生じている。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されている。

多面的機能支払

農地維持支払

対象者：農業者等により構成される活動組織

多面的機能を支える共同活動を支援

- ①水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ②農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ③保安全管理構想の作成等

交付単価

田	3,000円/10a
畑	2,000円/10a
草地	250円/10a



水路の泥上げ

資源向上支払

※ 農地維持支払と併せて取り組むことが必要

対象者：農業者及び地域住民等で構成される活動組織

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

- ①施設の軽微な補修（農地・水路・道路・ため池）
- ②農村環境保全活動（生態系保全・景観形成等）
- ③多面的機能の増進を図る活動（鳥獣害防止柵設置等）

田	2,400円/10a
畑	1,440円/10a
草地	240円/10a

- ※ 5年以上経過した地区及び施設の長寿命化に併せて取り組む場合は交付単価の75%
- ※ ③多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は交付単価の5/6
- ※ ③多面的機能の更なる増進に向けた活動を行う場合は加算措置あり



生物調査【生態系保全】

施設の長寿命化のための活動を支援

- ①施設の長寿命化のための活動
（水路や農道などの施設の更新）
（施設の老朽化部分の補修）

田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a

- ※ 広域活動の条件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織は交付単価の5/6
- ※ 活動組織、1集落当たりの上限額は200万円



老朽化した既設水路の更新

活動計画書に位置付けた「交付対象面積」により交付額を算定
[負担割合： 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4]

期待される効果

- 施設の適正な管理を行うことで多面的機能の維持・発揮・増進が見込まれる。
- 地域ぐるみの活動による集落機能の維持・強化が見込まれる。
- 施設の管理を地域で支えて、担い手の負担軽減や規模拡大を後押しする。
- 集落の共同活動等により、地域の活性化が図られる。

令和5年度 多面的機能支払交付金の実施状況

【農地維持支払】

農地維持支払交付金とは、農地・農業用水等の地域資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの日常管理と、地域資源の適切な保全管理のための体制づくり等の推進活動を行う組織に対する支援である。

交付金額：506,857千円（令和4年度：497,030千円 対前年比：1.02倍）

	令和4年度 A	令和5年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
市町村数	26	26	0	1.00倍
対象組織数	501	510	9	1.02倍
取組面積 (ha)	17,220	17,534	314	1.02倍
カバー率(参考)	28.9%	29.4%	0.5%	1.02倍

※カバー率計算：農振農用地面積は令和元年12月、岡山県農林水産部農村振興課調べ。

○対象組織当たり平均面積：34.4ha（全国平均：89.3ha）

○保全管理する施設(※R4)：水路 5,789km

農道 2,981km

ため池 1,421箇所

○地目別取組状況：田 15,645ha（89%） R4:15,288ha（89%）

（右図参照） 畑 1,874ha（11%） R4: 1,917ha（11%）

草地 15ha（0%） R4: 15ha（0%）



【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：岡山市 66組織(+1)、津山市 61組織(+2)、吉備中央町 55組織(±0)

○取組面積：岡山市 3,934ha(-11)、津山市 2,235ha(+34)、美作市 1,599ha(+26)

○取組を実施していない市町村：里庄町

《参考：全国の状況》

農地維持支払は、47都道府県で取組。

	令和3年度 A	令和4年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
取組市町村数	1,447	1,445	▲2	1.00倍
取組組織数	26,258	25,967	▲291	0.99倍
取組面積 (ha)	231万1千	231万8千	7千	1.00倍

※参考値：全国平均カバー率56%（令和4年度実績）

※R5年度実績値：集計中のため未公表

【資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）とは、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成等の農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援。

交付金額：269,042千円（令和4年度：264,178千円 対前年比：1.02倍）

	令和4年度 A	令和5年度 B	前年との差 B-A	対前年度 B/A
市町村数	24	24	0	1.00倍
対象組織数	366	373	7	1.02倍
取組面積 (ha)	14,904	15,213	309	1.02倍
カバー率(参考)	25.0%	25.5%	0.5%	1.02倍

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：岡山市 60組織(+1)、吉備中央町 55組織(±0)、津山市 49組織(+2)

○取組面積：岡山市 3,853ha(-11)、津山市 2,128ha(+33)、美作市 1,599ha(+26)

《参考：全国の状況》

資源向上支払(共同活動)は、46都道府県で取組。

	令和3年度	令和4年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	1,309	1,305	▲4	1.00倍
取組組織数	20,878	20,570	▲308	0.99倍
取組面積 (ha)	206万3千	207万1千	8千	1.00倍

【資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）】

資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)とは、老朽化した農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援である。

交付金額：259,727千円（令和4年度：283,165千円 対前年比：0.92倍）

	令和4年度 A	令和5年度 B	前年との差 B-A	対前年度 B/A
市町村数	19	20	1	1.05倍
対象組織数	194	197	3	1.02倍
取組面積 (ha)	9,427	9,112	▲315	0.97倍
カバー率(参考)	15.8%	15.3%	▲0.5%	0.97倍

◆対象施設(※R4)：水路 1,431km、農道 568km、ため池 324箇所

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：津山市 37組織(+1)、吉備中央町 32組織(±0)、鏡野町 25組織(-1)、美咲町 25組織(+1)

○取組面積：津山市 1,940ha(+3)、美作市 1,599ha(+26)、吉備中央町 921ha(-1)

《参考：全国の状況》

資源向上支払(施設の長寿命化)は、47都道府県で取組。

	令和3年度	令和4年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	919	932	13	1.01倍
取組組織数	11,175	11,237	62	1.01倍
取組面積 (ha)	76万5千	78万9千	2万4千	1.03倍

令和5年度 多面的機能支払の取組状況

R5年度実績

市町村名	農振農用地面積(ha)				農地維持支払							資源向上支払【共同活動】						資源向上支払【長寿命化】						
					交付対象面積(ha)				力 バ ー 率 (%)	支 援 総 額 (千円)	地 区 数	交付対象面積(ha)				支 援 総 額 (千円)	地 区 数	交付対象面積(ha)				支 援 総 額 (千円)	地 区 数	
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計				田	畑	草地	計			田	畑	草地	計			
岡山市	11,947	1,885	178	14,010	3,680	254	0	3,934	28.1%	115,468	66	3,602	250	0	3,853	68,894	60	0	0	0	0	0	0	0
玉野市	711	165	0	876	416	27	0	443	50.5%	13,014	2	397	27	0	424	7,515	1	397	27	0	424	12,258	1	
備前市	434	55	8	497	133	10	0	143	28.7%	4,185	10	72	9	0	81	1,761	4	87	8	0	95	2,393	5	
瀬戸内市	1,612	589	7	2,208	408	94	0	502	22.7%	14,110	11	383	87	0	470	8,353	8	255	80	0	336	8,739	5	
赤磐市	2,092	410	0	2,502	344	73	0	417	16.7%	11,771	19	200	12	0	213	4,393	10	0	0	0	0	0	0	
和気町	858	92	0	951	255	14	2	271	28.5%	7,929	19	59	2	0	62	1,093	3	44	1	0	44	1,316	2	
吉備中央町	1,920	432	54	2,406	984	208	0	1,192	49.5%	33,669	55	984	208	0	1,192	20,066	55	762	159	0	921	24,989	32	
備前局	19,574	3,628	247	23,449	6,218	679	2	6,900	29.4%	200,146	182	5,697	596	0	6,293	112,076	141	1,545	275	0	1,820	49,695	45	
倉敷市	2,137	682	0	2,819	421	0	0	421	14.9%	12,618	1	313	0	0	313	5,629	1	800	0	0	800	23,963	1	
笠岡市	643	921	5	1,569	245	555	0	800	51.0%	18,439	11	60	553	0	613	7,113	6	44	2	0	46	1,117	1	
井原市	950	758	59	1,767	317	78	0	395	22.3%	11,062	9	317	78	0	395	6,723	9	167	63	0	230	5,851	4	
総社市	1,783	129	0	1,912	53	1	0	54	2.8%	1,620	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高梁市	1,848	1,584	43	3,475	169	51	10	231	6.6%	6,137	25	53	32	9	95	1,431	8	0	0	0	0	0	0	
新見市	2,290	1,174	414	3,878	305	13	0	319	8.2%	9,431	28	64	10	0	74	1,306	6	36	1	0	37	1,098	3	
浅口市	430	252	0	682	270	48	0	318	46.8%	9,060	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
早島町	69	1	0	70	69	0	0	70	98.9%	2,087	1	69	0	0	70	1,391	1	0	0	0	0	0	0	
里庄町	42	20	0	62	※ 現在のところ取組予定はない。																			
矢掛町	737	93	114	944	312	28	0	341	36.1%	9,932	10	312	28	0	341	6,151	10	154	21	0	175	4,907	4	
備中局	10,930	5,615	634	17,178	2,162	775	10	2,947	17.2%	80,385	87	1,189	701	9	1,899	29,745	41	1,201	87	0	1,288	36,935	13	
津山市	3,815	333	105	4,252	2,137	98	0	2,235	52.6%	66,075	61	2,032	96	0	2,128	39,967	49	1,854	87	0	1,940	56,710	37	
真庭市	3,476	500	1,099	5,074	389	8	0	397	7.8%	11,833	19	370	7	0	376	6,967	16	92	2	0	94	2,784	3	
美作市	2,394	227	0	2,621	1,539	60	0	1,599	61.0%	47,379	1	1,539	60	0	1,599	28,516	1	1,539	60	0	1,599	46,930	1	
新庄村	195	13	127	335	122	3	0	125	37.4%	3,729	10	84	0	0	84	1,510	6	77	3	0	80	2,348	6	
鏡野町	1,468	36	185	1,689	772	29	0	800	47.4%	23,725	44	701	27	0	728	13,602	35	441	20	0	462	13,500	25	
勝央町	944	347	0	1,292	313	45	0	358	27.7%	10,281	19	128	32	0	160	2,952	9	58	19	0	77	2,010	7	
奈義町	660	35	0	695	610	0	0	610	87.9%	18,310	18	546	0	0	546	9,697	15	593	0	0	593	16,189	17	
西粟倉村	124	1	0	125	91	0	0	92	73.6%	2,749	1	91	0	0	92	1,689	1	91	0	0	92	2,743	1	
久米南町	909	186	14	1,109	409	80	0	489	44.2%	13,884	21	263	64	0	327	5,423	12	365	69	0	434	11,864	17	
美咲町	1,439	155	144	1,737	880	97	3	981	56.4%	28,360	47	880	97	3	981	16,900	47	577	53	3	633	18,021	25	
美作局	15,423	1,831	1,674	18,928	7,264	420	3	7,687	40.8%	226,326	241	6,635	383	3	7,021	127,222	191	5,688	313	3	6,005	173,096	139	
岡山県	45,927	11,074	2,555	59,555	15,645	1,874	15	17,534	29.4%	506,857	510	13,521	1,680	13	15,213	269,042	373	8,434	676	3	9,112	259,727	197	

※農振農用地面積は令和元年12月、岡山県農林水産部農村振興課 調べ

多面的機能支払交付金（農地維持支払）実施状況の推移

年度	第1期					第2期					第3期	
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
H26 活動開始	活動期間：H26－H30 交付対象面積：2,053ha 活動組織数：110組織					活動期間：R1－R5 交付対象面積：2,314ha 活動組織数：107組織					活動期間：R6－R10 交付対象面積：未確定 活動組織数：未確定	
H27 活動開始	活動期間：H27－R1 交付対象面積：2,068ha 活動組織数：112組織					活動期間：R2－R6 交付対象面積：2,625ha 活動組織数：110組織						
H28 活動開始	活動期間：H28－R2 交付対象面積：1,732ha 活動組織数：59組織					活動期間：R3－R7 交付対象面積：2,034ha 活動組織数：64組織						
H29 活動開始	活動期間：H29－R3 交付対象面積：415ha 活動組織数：24組織					活動期間：R4－R8 交付対象面積：2,152ha 活動組織数：31組織						
H30 活動開始	活動期間：H30－R4 交付対象面積：407ha 活動組織数：21組織					活動期間：R5－R9 交付対象面積：618ha 活動組織数：27組織						

お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111 (内線27-876)	北海道 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	新潟県、富山県、石川県、福井県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	岐阜県、愛知県、三重県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2567)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4779)	沖縄県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

高めよう 地域協働の力!
多面的機能支払交付金



令和6年度 改正のポイント



令和6年4月

農林水産省

加算措置の一部が廃止されます

「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」を廃止

加算措置 農村協働力の深化に向けた活動への支援

農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、資源向上支払（共同）の単価に加算します。

加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

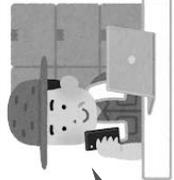
広域活動組織の面積規模等に応じた交付額とともに、最長5年間（当該活動期間中）にわたって継続的に支援します。



令和6年4月より廃止

※令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

様式はそのまま



昨年度と同様に、令和6年度も様式の変更はありません。

変更がないから昨年と同じように申請できるね

多面的機能支払メールマガジン 「農村ふるさと保全通信」の配信について

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

配信を希望される方は、以下のQRコードからご登録ください。



月1～2回程度配信しています。
ぜひ登録してください！



学習教材の活用について



農林水産省では、次世代を担う子どもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください。

▽学習教材の一部を紹介▽

【「草刈りは地球を救う」～SDGs達成につながる農村の共同活動～】



- ・農村の共同活動とSDGsのつながりについて、マンガやクイズで楽しく学べます。
- ・多面的機能支払の共同活動への参加を呼びかける際の説明資料としてもご利用いただけます。

市町村への提出資料の留意点

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は活動組織の作成・保管も不要）。

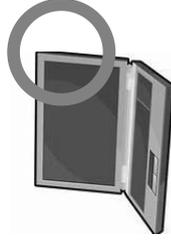
書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×



市町村での保管が必要
(提出義務のある書類)

市町村での保管は必要なし
(提出義務のない書類)

書類の比較



「○」…義務あり、「×」…義務ではない

また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録での保管をすることもできます。

資料No. 2-1

令和6年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会
資料

令和5年度

中山間地域等直接支払交付金の概要

令和6年8月

岡山県農林水産部

中山間地域等直接支払交付金の概要

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における多面的機能の維持・増進を図るため、農業生産活動を通じて荒廃農地の発生を防止するなど、集落ぐるみの共同活動を行う農業者等に対し交付金を交付する制度。

1 事業内容

- (1) 実施期間 令和2年度～令和6年度（第5期対策）
- (2) 対象地域 特定農山村法、山村振興法、棚田振興法、過疎法等の指定地域及び知事指定地域
- (3) 対象農用地 次の要件に該当する1ha以上のまとまりのある農振農用地
- ・急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）
 - ・市町村長が必要と認めた緩傾斜農用地（田1/100以上、畑等8度以上）
- (4) 対象者 集落等で協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等
- (5) 対象行為

ア 基礎単価

集落協定に基づき、荒廃農地の発生防止などの農業生産活動等を継続して実施

イ 体制整備単価

集落全体の将来像や課題、対策を示した集落戦略の作成

区分	傾斜区分	交付単価(10a当たり円)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

2 第5期の主な変更点

- ア 体制整備単価の受給要件について、協定参加者の話し合いをもとに集落全体の将来像や課題、対策を明らかにする「集落戦略」を作成することに一本化。
- イ 加算措置について、新たな人材の確保や生産性向上、他の集落内の対象農用地を含めるなどの取組を対象とする加算を新設、拡充。
- ウ 対象地域について「指定棚田地域」を追加し、加算措置に「棚田地域振興活動加算」を新設。
- エ 農業生産活動等の継続ができなくなった場合の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。

3 実施状況の概要

区分	協定締結数			集落協定参加農業者数(人)	交付金交付面積 (ha)			交付金額(百万円)
		うち基礎単価	うち体制整備単価			うち基礎単価	うち体制整備単価	
令和5年度	1,271	220	1,051	18,258	11,956	1,418	10,538	1,855
前年度比較	13	▲4	17	269	112	▲15	126	▲1
令和4年度	1,258	224	1,034	17,989	11,844	1,433	10,412	1,856

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

令和5年度 市町村別実施状況

単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数						集落協定 参加 農業者数 (人)	交付面積						交付金額			
	集落 協定	うち 体制 整備	個別 協定	うち 体制 整備	計	うち 体制 整備		集落 協定	個別 協定	計 (ha) (A)	基礎 単価 面積	体制 整備 単価 面積 (B)	体制 整備 単価率 (B)/(A)	集落 協定	個別 協定	計 (千円)	
備 前	岡山市	45	32	4	4	49	36	733	292	33	325	64	261	80%	41,786	4,550	46,336
	玉野市	1				1		17	5		5	5			499		499
	備前市	11	7			11	7	151	75		75	21	54	72%	10,393		10,393
	瀬戸内市	3				3		32	9		9	9			949		949
	赤磐市	44	37			44	37	690	519		519	48	472	91%	91,857		91,857
	和気町	33	13			33	13	391	193		193	126	67	35%	32,035		32,035
	吉備中央町	162	162	14	14	176	176	2,089	1,599	117	1,715		1,715	100%	273,380	19,762	293,142
	小計(7)	299	251	18	18	317	269	4,103	2,691	149	2,841	272	2,569	90%	450,900	24,313	475,212
備 中	倉敷市	4				4		28	10		10	10			1,568		1,568
	笠岡市	5	5			5	5	91	18		18		18	100%	3,755		3,755
	井原市	11	11			11	11	171	73		73		73	100%	14,512		14,512
	総社市	11	8			11	8	156	73		73	22	52	70%	14,476		14,476
	高梁市	118	93	4	2	122	95	1,307	843	31	874	148	726	83%	148,037	3,748	151,785
	新見市	122	89	1	1	123	90	1,308	937	2	939	173	766	82%	127,390	405	127,795
	浅口市	1	1			1	1	16	14		14		14	100%	1,454		1,454
	矢掛町	12	7			12	7	190	79		79	19	60	76%	13,630		13,630
小計(8)	284	214	5	3	289	217	3,267	2,048	33	2,081	372	1,709	82%	324,822	4,153	328,975	
美 作	津山市	139	137	3	3	142	140	2,323	1,555	10	1,565	19	1,546	99%	240,370	1,486	241,857
	真庭市	163	89			163	89	2,616	1,515		1,515	581	934	62%	188,107		188,107
	美作市	80	69	7	7	87	76	1,816	947	40	987	85	902	91%	134,476	3,425	137,901
	新庄村	15	15			15	15	198	165		165		165	100%	25,280		25,280
	鏡野町	99	97			99	97	883	538		538	10	528	98%	83,165		83,165
	勝央町	9	9			9	9	144	47		47		47	100%	9,924		9,924
	奈義町	19	19			19	19	720	614		614		614	100%	71,053		71,053
	西粟倉村	14	14			14	14	213	106		106		106	100%	15,576		15,576
	久米南町	35	32			35	32	722	642		642	32	610	95%	128,659		128,659
	美咲町	82	74			82	74	1,253	855		855	49	806	94%	149,049		149,049
小計(10)	655	555	10	10	665	565	10,888	6,985	50	7,035	775	6,260	89%	1,045,659	4,911	1,050,571	
県計(25)	1,238	1,020	33	31	1,271	1,051	18,258	11,724	232	11,956	1,418	10,538	88%	1,821,381	33,377	1,854,758	

注) 集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

資料No. 2-2

令和6年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会

令和5年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和6年8月

岡山県農林水産部

目次

	Page
1 協定の概要 -----	1
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 協定締結数	
(3) 交付金交付面積	
(4) 交付金額	
(5) 協定参加者等	
(6) 協定の平均的な姿	
(7) 集落協定の規模別協定数	
2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額 -----	5
3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等 -----	6
4 市町村別協定取組内訳 -----	7
5 集落協定における農業生産活動等の実施状況-----	8
(1) 集落マスタープランの内容	
(2) 耕作放棄の防止等の活動	
(3) 水路・農道等の管理活動	
(4) 多面的機能を増進する活動	
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況---	11
(1) 集落戦略の作成状況	
(2) 集落戦略作成に向けた活動状況	
(3) 提出済みの集落戦略の内容	
7 加算措置の取組状況 -----	14
8 集落協定における交付金の使用方法等 -----	14
(1) 交付金の配分状況	
(2) 共同取組活動への使用状況	

〔参考〕

中山間地域等直接支払制度(令和2～6年度)のあらまし

中山間地域等直接支払制度対象地域図

協定の取組活動事例

令和5年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

※（ ）はR4年度との対比

- 協定締結市町村：25市町村（増減なし）
- 協定締結数：1,271協定（13協定増、1.0%増）
- 交付金交付面積：11,956ha（112ha増、0.9%増）
- 交付金額：1,855百万円（1百万円減、0.05%減）
- 集落協定の参加農業者：18,258人（269人増、1.5%増）

1 協定の概要

(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

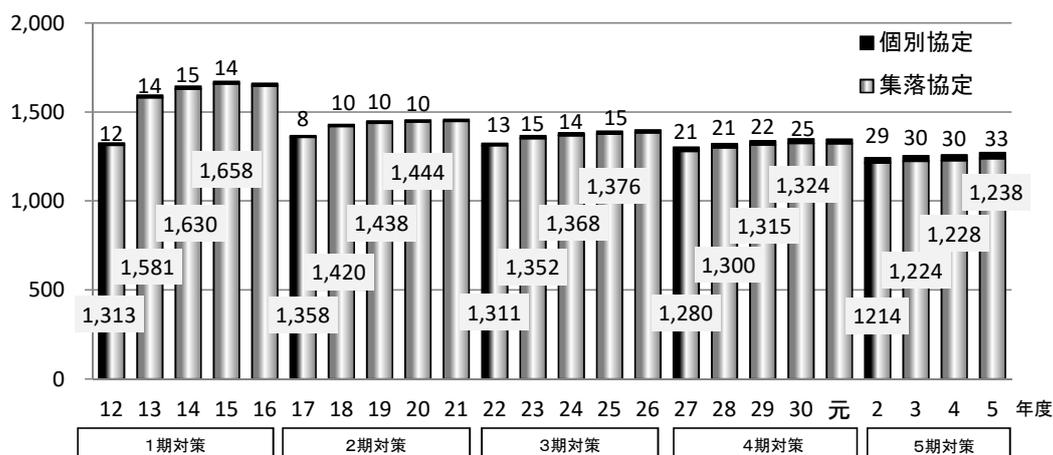
直接支払対象農用地を有する25市町村全てで市町村促進計画が策定され、協定に基づく活動が実施されている。

区 分		市 町 村 名	
対象地域 (25)	促進計画 策定済 (25)	協定締結 有 (25)	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
		未締結 (0)	—
非対象地域 (2)		早島町、里庄町	

注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域（全域又は一部）を有する市町村

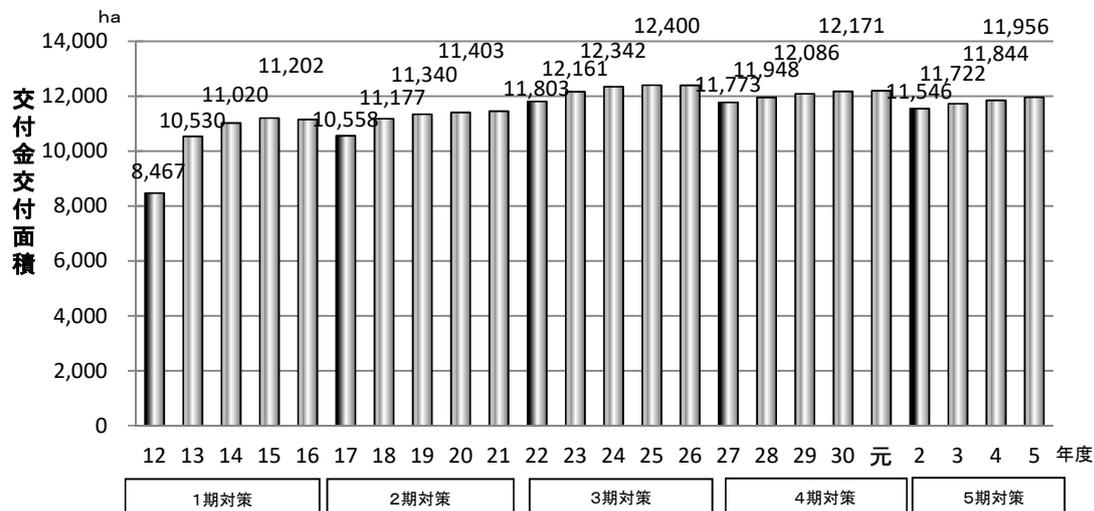
(2) 協定締結数

協定締結数は、令和4年度に比べて13協定(新規14協定、廃止1協定)増加し、1,271協定となった。市町村別で、集落協定等の締結数が最も多いのは、吉備中央町の176協定で、次いで真庭市の162協定、津山市の142協定の順となっている。



(3) 交付金交付面積

交付金交付面積は、令和4年度と比べ112ha増加し、11,956haとなった。交付面積が最も多いのは、吉備中央町の1,715haで、次いで津山市1,565ha、真庭市1,515haとなっている。市町村別では、津山市（68ha増）など8市町が増加した。なお、前期対策（第4期）の4年目（H30年度）に比べると215haの減となっており、主な要因は高齢化等による集落リーダーの減少と考えられる。

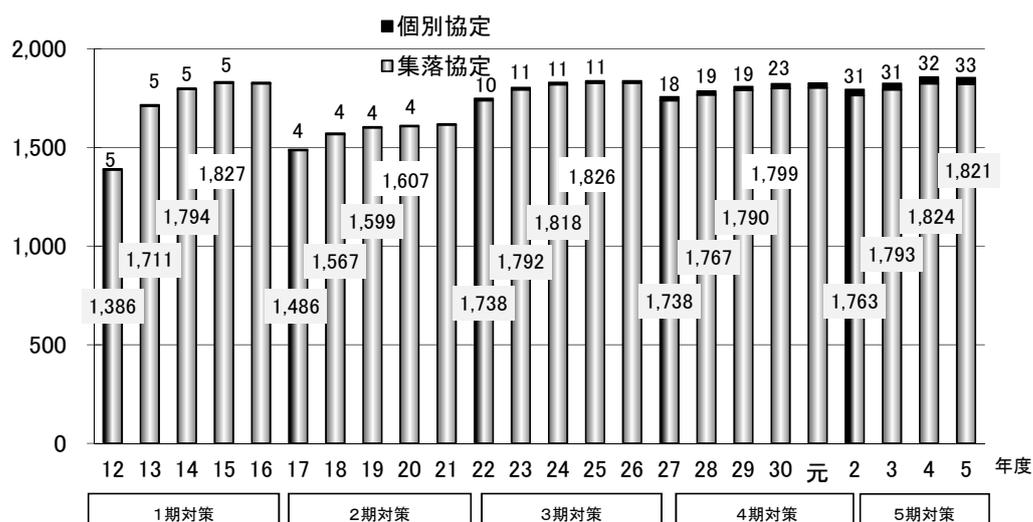


(4) 交付金額

交付金額は、令和4年度と比べ1,333千円、0.05%減少し1,854,758千円となった。交付金額が最も多いのは吉備中央町の293,142千円で、次いで津山市、真庭市、美咲町の順となっている。

市町村別では、協定数の増加、体制整備単価の取組協定数の増加、加算の取組増加等から津山市（4,657千円増）など7市町村で増加した。

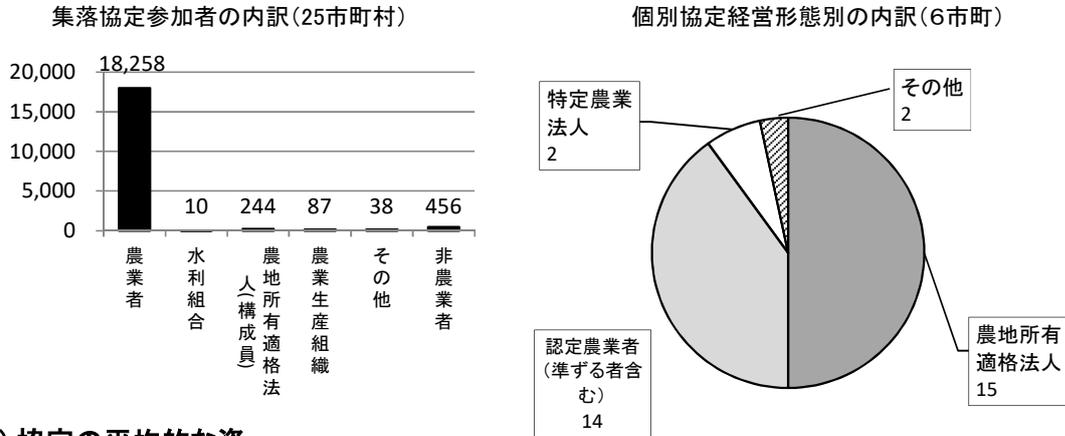
なお、各期対策4年目のうち最高に近い額となっており、主な要因は、前向きな取組（体制整備単価及び各種加算）を維持しているためと考えられる。



(5) 協定参加者等

集落協定参加者は延べ19,093人で、その内訳としては農業者が最も多く18,258人で、令和4年度から269人増加した。

個別協定の経営形態は、農地所有適格法人が15協定と多い。



(6) 協定の平均的な姿

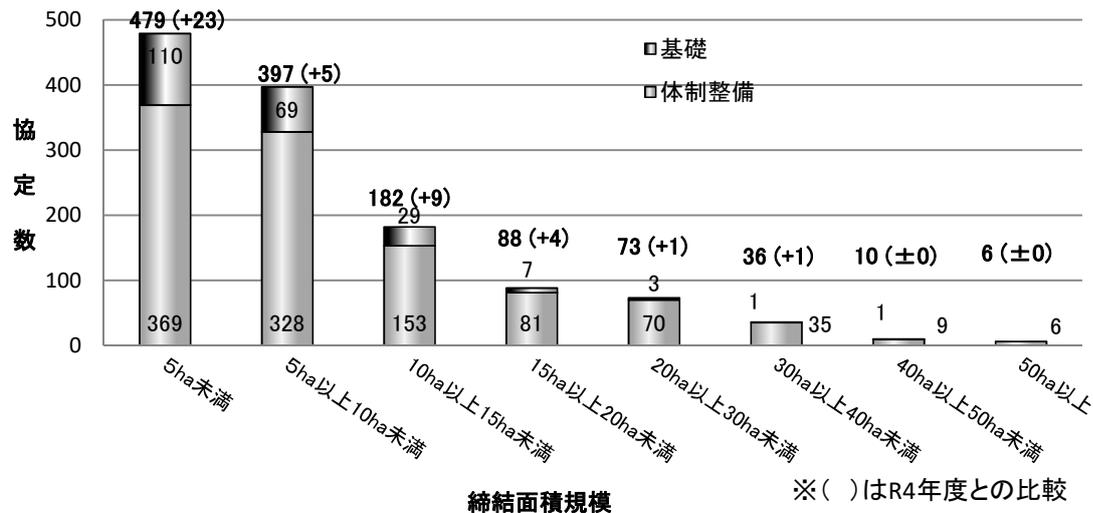
区分	協定平均			参加農業者平均	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	交付面積(a)	交付金額(千円)
集落協定	14.7	9.5	1,471	64	100
基礎単価	11.5	6.4	718	56	62
体制整備単価	15.4	10.1	1,632	66	106
個別協定		7.0	1,011		
全協定平均	14.4	9.4	1,459	65	101

※交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計

(7) 集落協定の規模別協定数

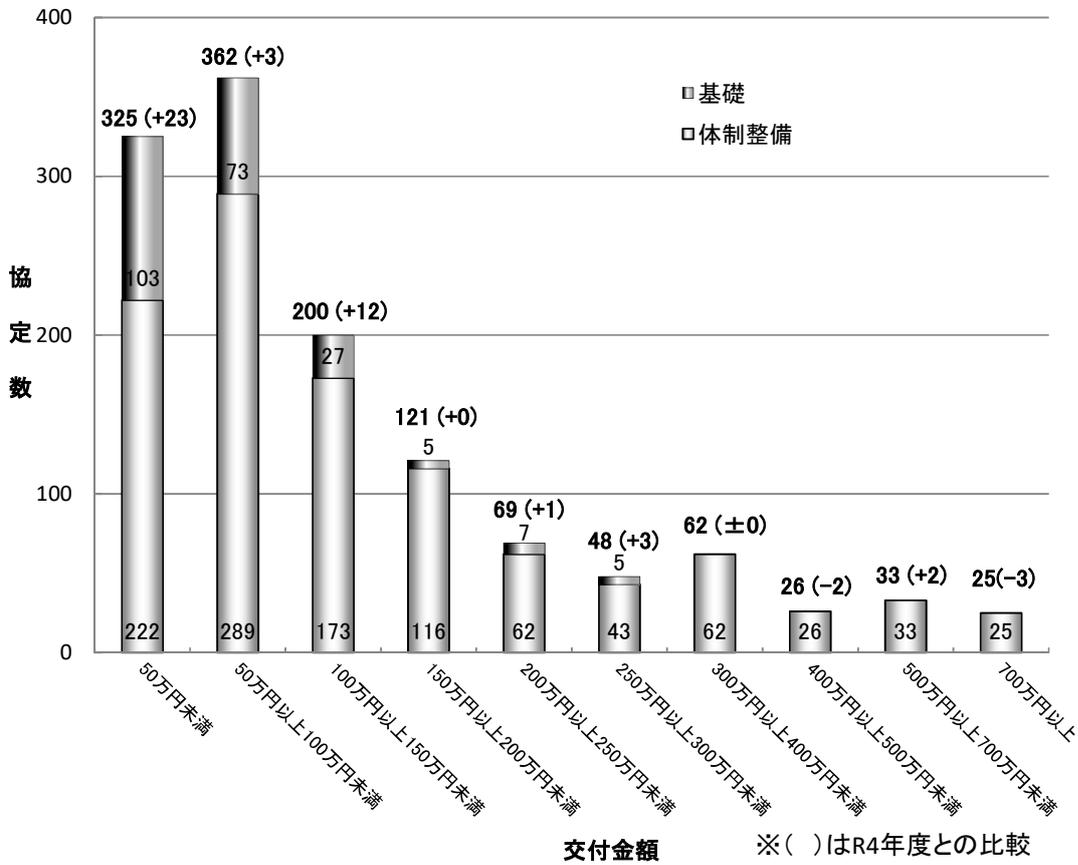
ア 集落協定締結面積規模別

集落協定の締結面積規模別の集落協定数は、1,271協定のうち、5ha未満が479協定と約5割を占め、面積規模の階層が大きくなるにつれて協定数は減少している。



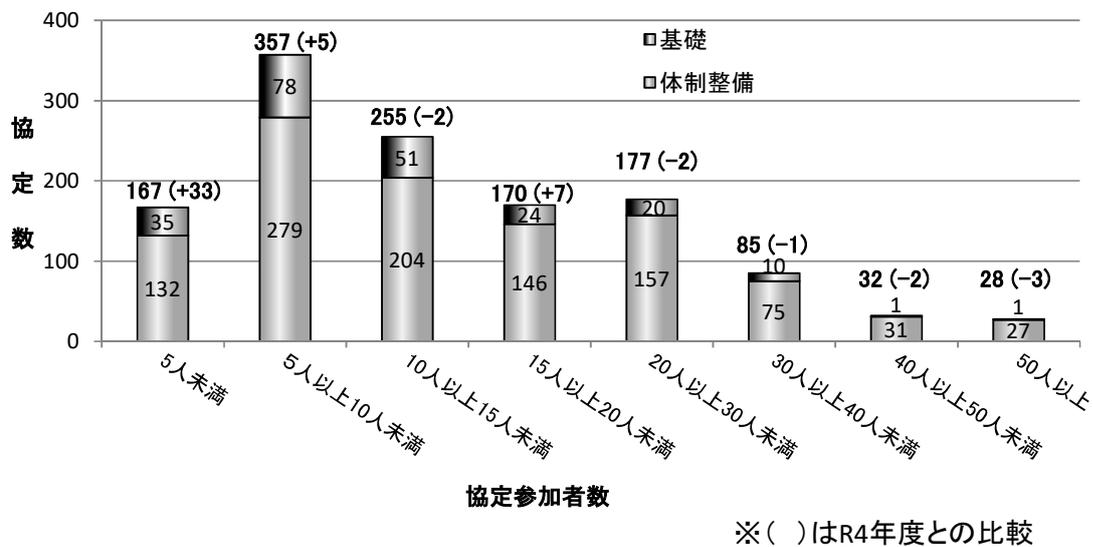
イ 交付金額別

交付金額別の集落協定数は、1,271協定のうち、50万円以上100万円未満が362協定(28.5%)と最も多く、次いで50万円未満が325協定(25.6%)となっている。100万円以上の協定では交付金額の階層が高くなるにつれて、その数は減少する傾向にある。



ウ 協定参加者数別

協定参加者数別の集落協定数は、1,271協定のうち、10人未満が524協定と約4割を占め、参加者数が少ないほど体制整備単価(前向きな取組)の割合が少ない傾向にある。



2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額

() は前年度

区 分		交付面積 (ha)	対象農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
田 ①		11,448 (11,344)	14,429 (15,485)	1,818,277 (1,822,560)
8 法内	急傾斜地	6,301 (6,300)	8,121 (8,642)	1,374,181 (1,380,643)
	小区画・ 不整形	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	緩傾斜地	4,801 (4,709)	5,418 (5,952)	388,384 (387,755)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		346 (335)	890 (891)	55,712 (54,162)
畑 ②		480 (472)	689 (854)	35,700 (32,746)
8 法内	急傾斜地	142 (141)	183 (218)	20,569 (16,983)
	緩傾斜地	319 (312)	412 (542)	13,333 (13,976)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		19 (19)	94 (94)	1,798 (1,786)
草地 ③		24 (24)	52 (122)	752 (756)
8 法内	急傾斜地	2 (2)	2 (2)	135 (135)
	緩傾斜地	23 (23)	50 (120)	617 (621)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
採草放牧地 ④		4 (4)	4 (4)	29 (29)
8 法内	急傾斜地	3 (3)	3 (3)	26 (26)
	緩傾斜地	1 (1)	1 (1)	3 (3)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
計 ①+②+③+④		11,956 (11,844)	15,174 (16,465)	1,854,758 (1,856,091)

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

対象農用地面積は、対象農用地の基準に該当する農用地のうち市町村が促進計画に定めた農用地面積。

3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等

() はR4年度
単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数			集落協定 参加 農業者数	交付面積					交付金額			
	集落 協定	個別 協定	計		集落協定	個別 協定	計	基礎		集落協定	個別協定	計	
								単 価	面 積				
備 前	岡山市	45 (44)	4 (3)	49 (47)	733 (721)	292 (282)	33 (28)	325 (310)	64 (65)	261 (245)	41,786 (40,510)	4,550 (4,101)	46,336 (44,610)
	玉野市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	17 (15)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	5 (5)	0 (0)	499 (499)	0 (0)	499 (499)
	備前市	11 (11)	0 (0)	11 (11)	151 (151)	75 (75)	0 (0)	75 (75)	21 (21)	53 (53)	10,393 (10,399)	0 (0)	10,393 (10,399)
	瀬戸内市	3 (3)	0 (0)	3 (3)	32 (32)	9 (9)	0 (0)	9 (9)	9 (9)	0 (0)	949 (949)	0 (0)	949 (949)
	赤磐市	44 (44)	0 (0)	44 (44)	690 (699)	519 (520)	0 (0)	519 (520)	48 (48)	472 (472)	91,857 (92,332)	0 (0)	91,857 (92,332)
	和気町	33 (33)	0 (0)	33 (33)	391 (372)	193 (195)	0 (0)	193 (195)	126 (129)	67 (66)	32,035 (32,222)	0 (0)	32,035 (32,222)
	吉備中央町	162 (162)	14 (14)	176 (176)	2,089 (2,046)	1,599 (1,601)	117 (118)	1,715 (1,719)	0 (0)	1,715 (1,719)	273,380 (276,388)	19,762 (20,038)	293,142 (296,426)
小計(7)	299 (298)	18 (17)	317 (315)	4,103 (4,036)	2,691 (2,686)	149 (146)	2,841 (2,832)	272 (276)	2,569 (2,556)	450,900 (453,299)	24,313 (24,138)	475,212 (477,437)	
備 中	倉敷市	4 (4)	0 (0)	4 (4)	28 (28)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	10 (10)	0 (0)	1,568 (1,573)	0 (0)	1,568 (1,573)
	笠岡市	5 (5)	0 (0)	5 (5)	91 (91)	18 (18)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	18 (18)	3,755 (3,741)	0 (0)	3,755 (3,741)
	井原市	11 (11)	0 (0)	11 (11)	171 (170)	73 (72)	0 (0)	73 (72)	0 (0)	73 (72)	14,512 (14,471)	0 (0)	14,512 (14,471)
	総社市	11 (10)	0 (0)	11 (10)	156 (143)	73 (68)	0 (0)	73 (68)	22 (22)	52 (46)	14,476 (13,361)	0 (0)	14,476 (13,361)
	高梁市	118 (116)	4 (4)	122 (120)	1,307 (1,321)	843 (842)	31 (31)	874 (874)	148 (173)	726 (701)	148,037 (147,224)	3,748 (3,748)	151,785 (150,971)
	新見市	122 (121)	1 (1)	123 (122)	1,308 (1,290)	937 (933)	2 (2)	939 (935)	173 (171)	766 (764)	127,390 (128,162)	405 (405)	127,795 (128,568)
	浅口市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	16 (16)	14 (14)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	14 (14)	1,454 (1,454)	0 (0)	1,454 (1,454)
	矢掛町	12 (12)	0 (0)	12 (12)	190 (190)	79 (79)	0 (0)	79 (79)	19 (19)	60 (60)	13,630 (13,641)	0 (0)	13,630 (13,641)
小計(8)	284 (280)	5 (5)	289 (285)	3,267 (3,249)	2,048 (2,036)	33 (33)	2,081 (2,069)	372 (394)	1,709 (1,675)	324,822 (323,627)	4,153 (4,153)	328,975 (327,780)	
美 作	津山市	139 (135)	3 (3)	142 (138)	2,323 (2,224)	1,555 (1,487)	10 (10)	1,565 (1,497)	19 (18)	1,546 (1,479)	240,370 (235,714)	1,486 (1,486)	241,857 (237,200)
	真庭市	163 (162)	0 (0)	163 (162)	2,616 (2,545)	1,515 (1,500)	0 (0)	1,515 (1,500)	581 (568)	934 (932)	188,107 (188,659)	0 (0)	188,107 (188,659)
	美作市	80 (80)	7 (5)	87 (85)	1,816 (1,799)	947 (943)	40 (31)	987 (974)	85 (85)	902 (890)	134,476 (134,120)	3,425 (2,643)	137,901 (136,763)
	新庄村	15 (15)	0 (0)	15 (15)	198 (198)	165 (165)	0 (0)	165 (165)	0 (0)	165 (165)	25,280 (25,280)	0 (0)	25,280 (25,280)
	鏡野町	99 (99)	0 (0)	99 (99)	883 (883)	538 (539)	0 (0)	538 (539)	10 (10)	528 (529)	83,165 (83,548)	0 (0)	83,165 (83,548)
	勝央町	9 (9)	0 (0)	9 (9)	144 (143)	47 (47)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	47 (47)	9,924 (9,924)	0 (0)	9,924 (9,924)
	奈義町	19 (19)	0 (0)	19 (19)	720 (720)	614 (614)	0 (0)	614 (614)	0 (0)	614 (614)	71,053 (71,838)	0 (0)	71,053 (71,838)
	西粟倉村	14 (14)	0 (0)	14 (14)	213 (211)	106 (107)	0 (0)	106 (107)	0 (0)	106 (107)	15,576 (15,635)	0 (0)	15,576 (15,635)
	久米南町	35 (35)	0 (0)	35 (35)	722 (750)	642 (646)	0 (0)	642 (646)	32 (33)	610 (613)	128,659 (130,370)	0 (0)	128,659 (130,370)
	美咲町	82 (82)	0 (0)	82 (82)	1,253 (1,231)	855 (852)	0 (0)	855 (854)	49 (49)	806 (805)	149,049 (151,656)	0 (0)	149,049 (151,656)
小計(10)	655 (650)	10 (8)	665 (658)	10,888 (10,704)	6,985 (6,903)	50 (41)	7,035 (6,943)	775 (763)	6,260 (6,181)	1,045,659 (1,046,744)	4,911 (4,130)	1,050,571 (1,050,874)	
県計(25)	1,238 (1,228)	33 (30)	1,271 (1,258)	18,258 (17,989)	11,724 (11,624)	232 (220)	11,956 (11,844)	1,418 (1,433)	10,538 (10,412)	1,821,381 (1,823,670)	33,377 (32,421)	1,854,758 (1,856,091)	

注) 集落協定参加農業者数は延べ数である。
単位未満四捨五入のため計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

4 市町村別協定取組内訳

単位：件

促進計画 策定市町村	集 落 協 定								個 別 協 定				合 計 (集落協定と個別協定の計)								
	協定数								協定数				協定数								
	うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置					うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置	うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置								
			棚田地域振興活動加算	集落協定広域化支援	集落機能強化加算	生産性向上加算	超急傾斜農地保全管理加算						棚田地域振興活動加算	集落協定広域化支援	集落機能強化加算	生産性向上加算	超急傾斜農地保全管理加算				
備前	岡山市	45	13	32				1		4	4			49	13	36				1	
	玉野市	1	1											1	1						
	備前市	11	4	7										11	4	7					
	瀬戸内市	3	3											3	3						
	赤磐市	44	7	37			1	2						44	7	37			1	2	
	和気町	33	20	13					2					33	20	13					2
	吉備中央町	162		162		9	9	14	15	14	14		5	176		176		9	9	14	20
	小計(7)	299	48	251		9	10	17	17	18	18		5	317	48	269		9	10	17	22
備中	倉敷市	4	4											4	4						
	笠岡市	5		5				1						5		5				1	
	井原市	11		11			1	1	1					11		11			1	1	1
	総社市	11	3	8										11	3	8					
	高梁市	118	25	93				9	9	4	2	2		122	27	95				9	9
	新見市	122	33	89		2	3	4	5	1		1		123	33	90		2	3	4	5
	浅口市	1		1										1		1					
	矢掛町	12	5	7				1						12	5	7					1
	小計(8)	284	70	214		2	4	15	16	5	2	3		289	72	217		2	4	15	16
美作	津山市	139	2	137		1	2	10	8	3		3		142	2	140		1	2	10	8
	真庭市	163	74	89	1	6	3	7	3					163	74	89	1	6	3	7	3
	美作市	80	11	69	3			3		7		7		87	11	76	3				3
	新庄村	15		15										15		15					
	鏡野町	99	2	97		1		3	2					99	2	97		1		3	2
	勝央町	9		9										9		9					
	奈義町	19		19				2						19		19					2
	西粟倉村	14		14	1									14		14	1				
	久米南町	35	3	32	5	1	5	6	3					35	3	32	5	1	5	6	3
	美咲町	82	8	74		3	6	5	8					82	8	74		3	6	5	8
	小計(10)	655	100	555	10	12	16	36	24	10		10		665	100	565	10	12	16	36	24
県計(25)	1,238	218	1,020	10	23	30	68	57	33	2	31		5	1,271	220	1,051	10	23	30	68	62

5 集落協定における農業生産活動等の実施状況（基礎単価が交付される活動）

(1) 集落マスタープランの内容

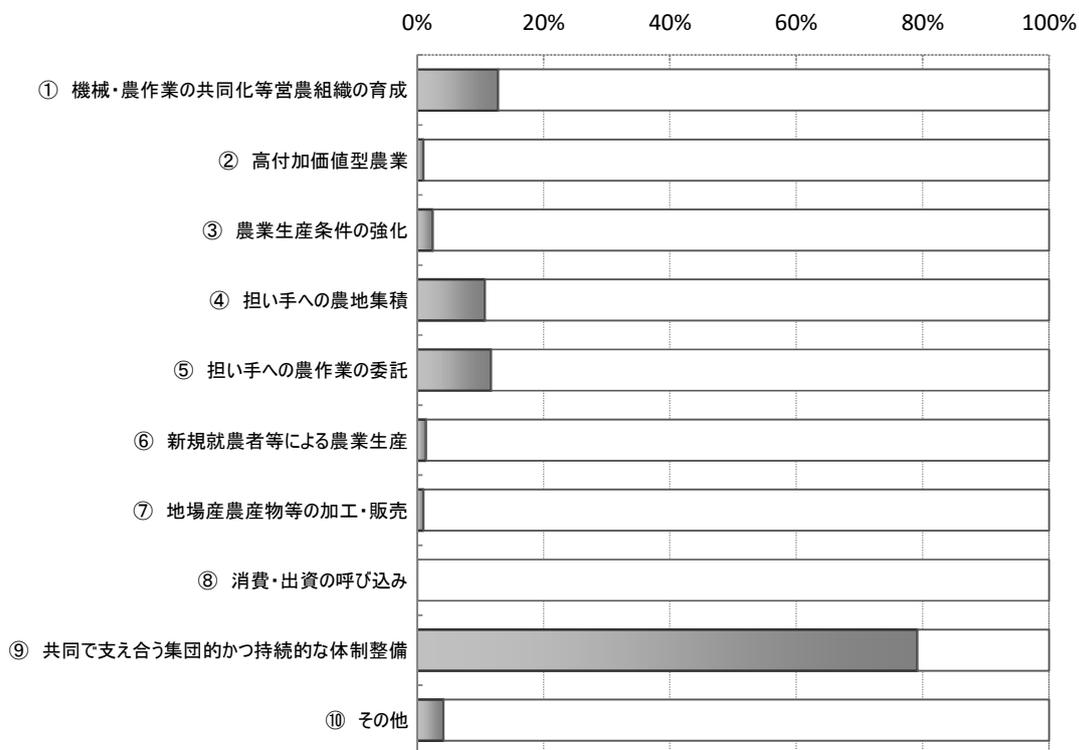
将来像を実現するための活動方策

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が980協定（79.2%）と最も多く、次いで機械・農作業の共同化等営農組織の育成が159協定（12.8%）となっている。

「その他」の活動項目は、主に、担い手の確保、鳥獣被害防止対策等である。

活動項目	協定数		全協定に占める割合	
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	159	(164)	12.8%	(13.4%)
② 高付加価値型農業	13	(15)	1.1%	(1.2%)
③ 農業生産条件の強化	31	(29)	2.5%	(2.4%)
④ 担い手への農地集積	133	(131)	10.7%	(10.7%)
⑤ 担い手への農作業の委託	145	(142)	11.7%	(11.6%)
⑥ 新規就農者等による農業生産	18	(18)	1.5%	(1.5%)
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	13	(13)	1.1%	(1.1%)
⑧ 消費・出資の呼び込み	1	(0)	0.1%	(0.0%)
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	980	(974)	79.2%	(79.3%)
⑩ その他	52	(53)	4.2%	(4.3%)

表中の()はR4年度。R5全集落協定は1,238協定

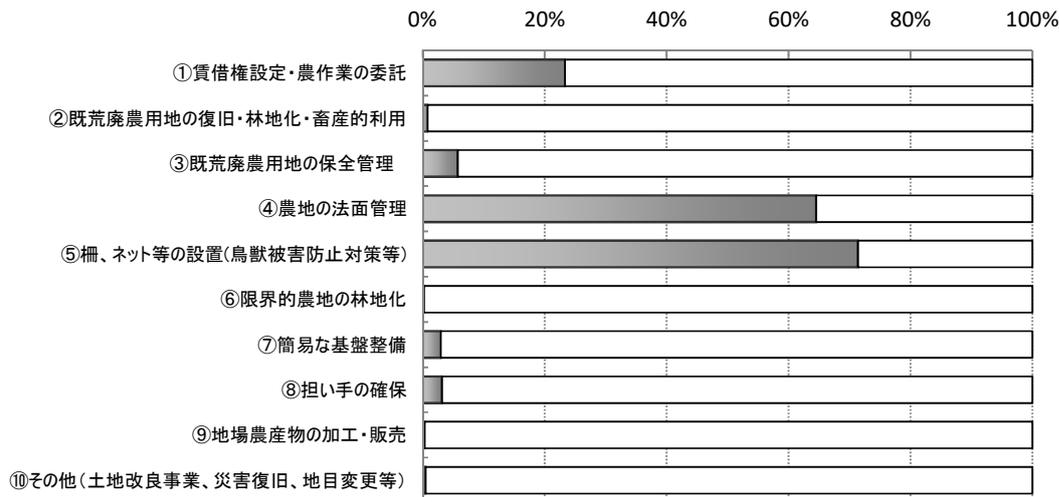


(2) 耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）を実施した協定が884協定（71.4%）と最も多く、次いで、農地の法面管理799協定（64.5%）、賃借権設定・農作業の委託289協定（23.3%）の順となっている。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	289 (287)	23.3% (23.4%)
②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	10 (9)	0.8% (0.7%)
③既荒廃農用地の保全管理	71 (68)	5.7% (5.5%)
④農地の法面管理	799 (761)	64.5% (62.0%)
⑤柵、ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)	884 (859)	71.4% (70.0%)
⑥限界的農地の林地化	3 (2)	0.2% (0.2%)
⑦簡易な基盤整備	37 (36)	3.0% (2.9%)
⑧担い手の確保	39 (37)	3.2% (3.0%)
⑨地場農産物の加工・販売	4 (3)	0.3% (0.2%)
⑩その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）	6 (3)	0.5% (0.2%)

表中の()はR4年度。R5全集落協定は1,238協定

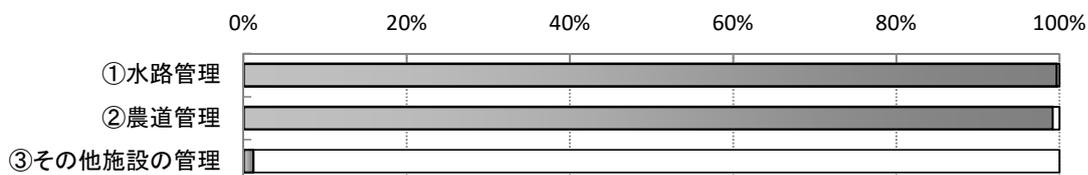


(3) 水路・農道等の管理活動

水路管理及び農道管理活動については、ほとんどの協定が実施した。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	1,234 (1,227)	99.7% (99.9%)
②農道管理	1,228 (1,216)	99.2% (99.0%)
③その他施設の管理	15 (15)	1.2% (1.2%)

表中の()はR4年度。R5全集落協定は1,238協定

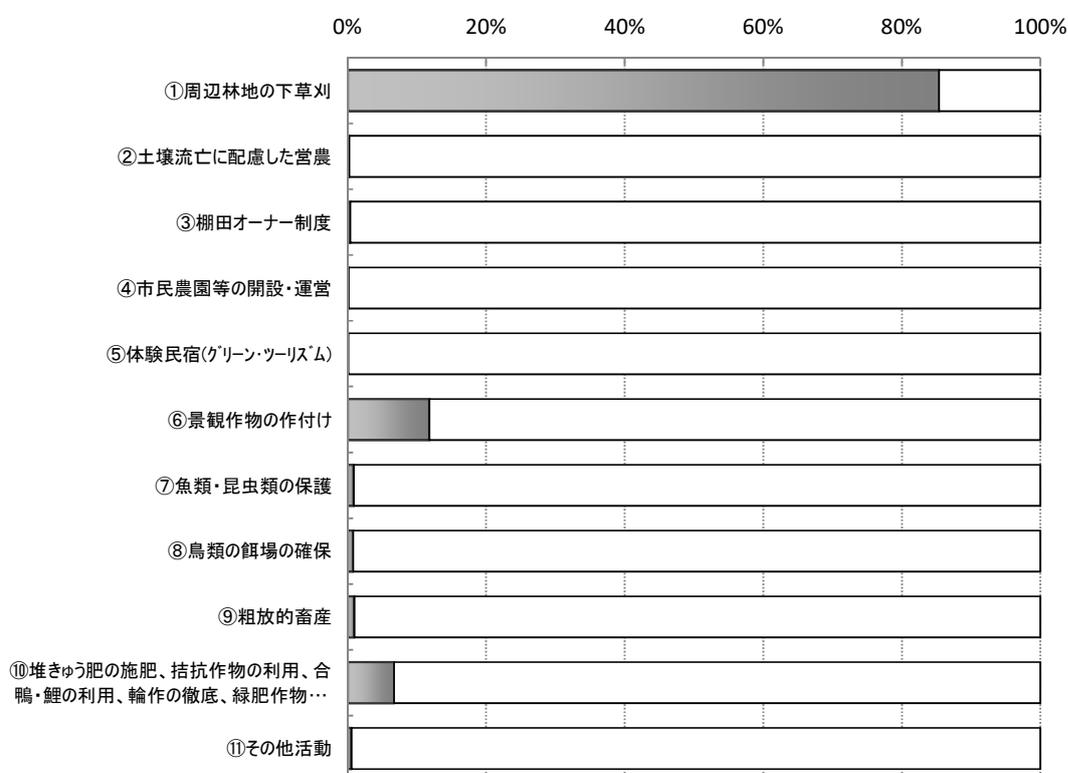


(4) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が1,057協定(85.4%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け146協定(11.8%)、堆きゅう肥の施肥等83協定(6.7%)の順になっている。

活動項目		協定数	全協定に占める割合	
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	1,057 (1,053)	85.4%	(85.7%)
	②土壌流亡に配慮した営農	3 (3)	0.2%	(0.2%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	5 (5)	0.4%	(0.4%)
	④市民農園等の開設・運営	2 (2)	0.2%	(0.2%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1 (1)	0.1%	(0.1%)
	⑥景観作物の作付け	146 (143)	11.8%	(11.6%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	11 (11)	0.9%	(0.9%)
	⑧鳥類の餌場の確保	10 (10)	0.8%	(0.8%)
	⑨粗放的畜産	12 (12)	1.0%	(1.0%)
	⑩堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	83 (84)	6.7%	(6.8%)
	⑪その他活動	7 (9)	0.6%	(0.7%)

表中の()はR4年度。R5年度全集落協定は1,238協定



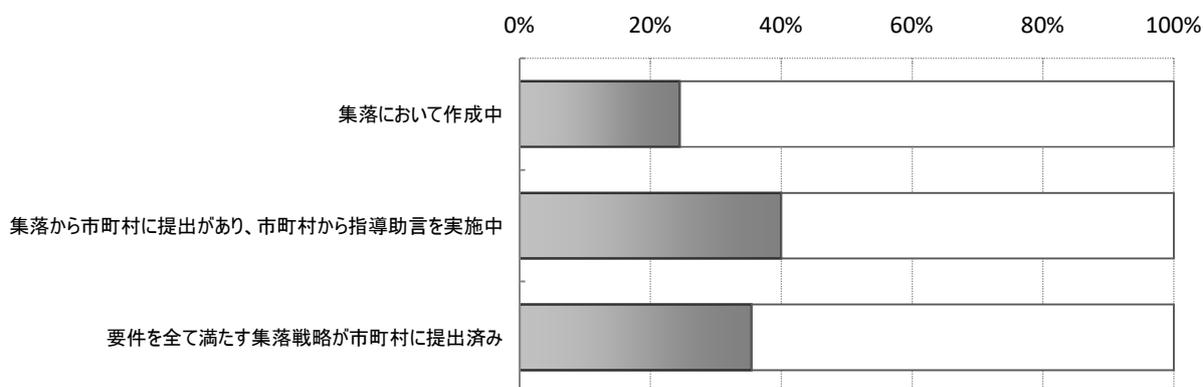
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況(体制整備単価が交付される活動)

(1) 集落戦略の作成状況

体制整備単価が交付される要件である集落戦略の作成に取り組んだ1,020 (R4年度1006) 集落協定中、市町村からの指導助言を実施中の集落が408協定(40.0%)と最も多くなっている。

作成状況	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
集落において作成中	250 (540)	24.5% (53.7%)
集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中	408 (200)	40.0% (19.9%)
要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み	362 (266)	35.5% (26.4%)

表中の()はR4年度。R5年度の集落戦略取組協定は1,020協定



(2) 集落戦略作成に向けた活動状況

集落戦略を作成するための地域での話し合いは、628協定で実施され、昨年度に比べて増加した。さらに、各種地図の作成については、大幅に増加しており、特に農地保全活動等を実施する範囲を記載した地図の作成について、723協定(70.9%)が実施した。

作成状況	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
話し合いを実施した協定数	628 (551)	61.6% (54.8%)
年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成	618 (332)	60.6% (33.0%)
農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成	723 (415)	70.9% (41.3%)

表中の()はR4年度。R5年度集落戦略取組協定は1,020協定

(3) 提出済みの集落戦略の内容

ア) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状

集落戦略の提出があった770（R4年度466）協定中、集落の現状として、担い手が確保できており、耕作を継続できると回答した協定が390協定（50.6%）と最も多く、次いで鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退していると回答した協定が332協定（43.1%）となった。

項目	協定数	提出された集落戦略のうち占める割合	
①担い手が確保できており、耕作を継続	390 (181)	50.6%	(38.8%)
②担い手が確保できているが、全ての委託希望は受けられない	305 (78)	39.6%	(16.7%)
③担い手が確保できていない	86 (75)	11.2%	(16.1%)
④耕作を継続したいが、耕作条件の悪い農地がある	314 (98)	40.8%	(21.0%)
⑤耕作を継続したいが、農業所得が低い	305 (91)	39.6%	(19.5%)
⑥耕作を継続したいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	314 (103)	40.8%	(22.1%)
⑦鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	332 (129)	43.1%	(27.7%)
⑧集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている	39 (13)	5.1%	(2.8%)
⑨その他	20 (11)	2.6%	(2.4%)

表中の（ ）はR4年度。R5年度までに提出のあった協定は770協定

イ) 集落の現状を踏まえた対応の方向性

集落戦略の提出があった770（R4年度466）協定中、集落の対応の方向性として、鳥獣被害防止対策の実施と回答した協定が250協定（32.5%）と最も多く、次いで協定内で担い手を確保・育成と回答した協定が217協定（28.2%）となった。また、その他として、農業法人や他の協定と連携する等の組織間連携に関する回答が多かった。

項目	協定数	提出された集落戦略のうち占める割合	
①耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	124 (103)	16.1%	(22.1%)
②協定内で担い手を育成・確保	217 (153)	28.2%	(32.8%)
③協定外で担い手を確保	96 (61)	12.5%	(13.1%)
④基盤整備等により耕作条件を改善	19 (15)	2.5%	(3.2%)
⑤農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	25 (20)	3.2%	(4.3%)
⑥新たな作物の導入により所得の向上を図る	49 (21)	6.4%	(4.5%)
⑦省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	110 (70)	23.6%	(15.0%)
⑧耕作継続が困難な農用地の林地化	59 (26)	7.7%	(5.6%)
⑨放牧利用による農用地の管理	28 (11)	3.6%	(2.4%)
⑩鳥獣被害防止対策の実施	250 (193)	32.5%	(41.4%)
⑪集落の自治（コミュニティ）機能の強化	77 (51)	10.0%	(10.9%)
⑫その他	60 (49)	7.8%	(10.5%)

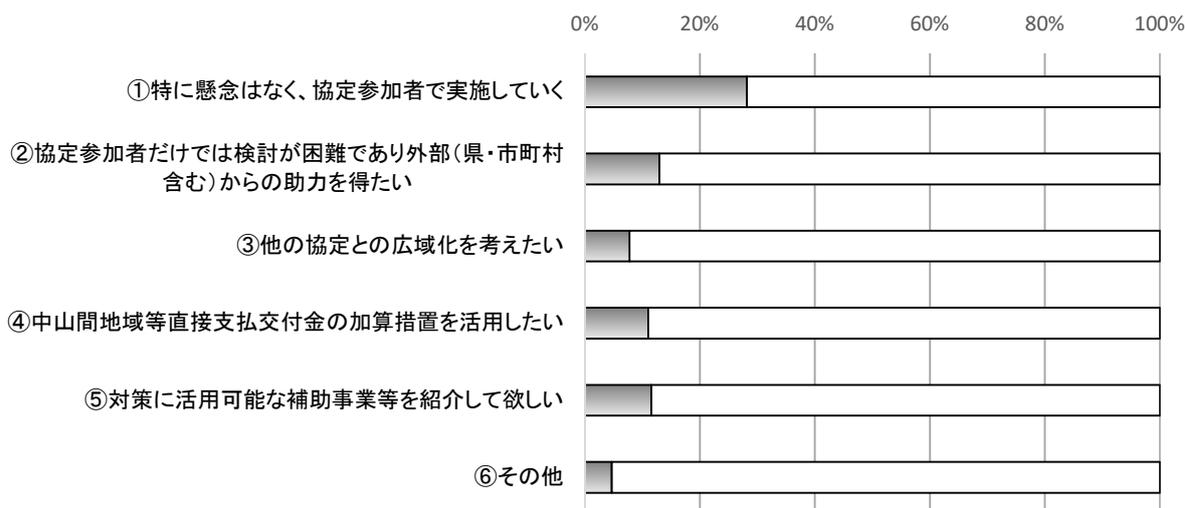
表中の（ ）はR4年度。R5年度までに提出のあった協定は770協定

ウ) 具体的な対策に向けた検討

集落戦略の提出があった770(R4年度466)協定中、具体的な対策方針として、特に懸念はなく、協定参加者で実施していくと回答した協定が217協定(28.2%)と最も多く、次いで協定参加者だけでは検討が困難であり外部からの助力を得たいと回答した協定が99協定(13.0%)となった。

項目	協定数		提出された集落戦略のうち占める割合	
①特に懸念はなく、協定参加者で実施していく	217	(191)	28.2%	41.0%
②協定参加者だけでは検討が困難であり外部(県・市町村含む)からの助力を得たい	100	(56)	13.0%	12.0%
③他の協定との広域化を考えたい	60	(31)	7.8%	6.7%
④中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい	85	(57)	11.0%	12.2%
⑤対策に活用可能な補助事業等を紹介して欲しい	89	(58)	11.6%	12.4%
⑥その他	36	(27)	4.7%	5.8%

表中の()はR4年度。R5年度までに提出のあった協定は770協定



7 加算措置の取組状況（より積極的な取組に対する加算）

(1) 協定数及び面積

加算措置に延べ184協定が取り組み、このうち、生産性向上加算が66協定（35.9%）と最も多い。

取組面積は、生産性向上加算が1,311haと最も多く、ドローン、自動草刈り機、大型機械の導入等による作業の省力化に取り組んでいる。また、423haで取り組まれた集落機能強化加算は、高齢者の見回り体制の構築などコミュニティーの強化に取り組んでいる集落が多い。

加算種類	棚田地域振興活動加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	超急傾斜農地保全管理加算	計
取組協定数	10 (11)	23 (23)	28 (28)	66 (66)	57 (57)	184 (185)
取組面積(ha)	228 (228)	451 (451)	423 (413)	1,311 (1,293)	462 (461)	2,875 (2,846)

表中の()はR4年度

8 集落協定における交付金の使用方法等

(1) 交付金の配分状況

集落協定への交付金を農業者と共同取組活動に配分した協定は1,088協定(87.9%)と最も多く、全額を農業者に配分している協定が119協定(9.6%)、全額を共同取組活動に配分している協定が31協定(2.5%)となっている。

集落協定への交付金額は1,821,381千円で、その内、農業者個人への配分額は1,168,986千円(64.2%)、共同取組活動への配分額は652,395千円(35.8%)となっている。

ア) 協定数

全集落協定数	全額を農業者へ	農業者と共同取組活動へ	全額を共同取組活動へ
1,238 (1,228)	119 (113)	1,088 (1,093)	31 (32)
協定に占める割合	9.6% (8.8%)	87.9% (89.8%)	2.5% (2.2%)

表中の()はR4年度

イ) 交付金額

(千円)

交付総額	農業者への個人配分額	共同取組活動への配分額
1,821,381 (1,823,670)	1,168,986 (1,161,193)	652,395 (662,477)
交付総額に占める割合	64.2% (64.3%)	35.8% (35.7%)

表中の()はR4年度

(2) 共同取組活動への使用状況

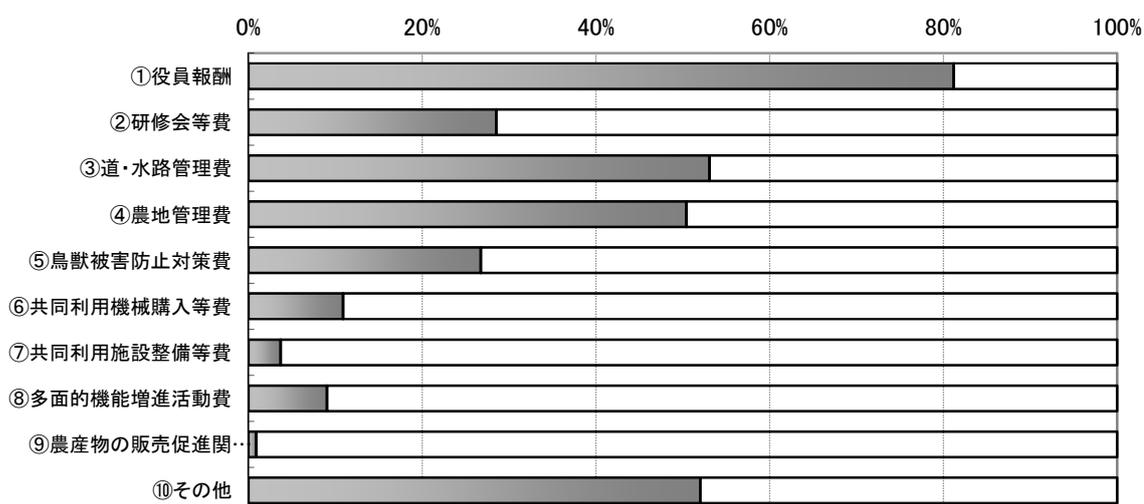
交付金の使途は、役員の報酬への使用が1005協定(81.2%)と最も多く、次いで、道・水路の維持管理に対する使用が657協定(53.1%)などの順になっている。

また、取組協定当たりの平均支出額は、農産物の販売促進関係費が411千円と最も多く、次いで共同利用機械購入費383千円、農地管理費281千円の順になっている。

活動項目	協定数		全集落協定に占める割合		取組協定当たり平均支出額(千円)
①役員報酬	1,005	(998)	81.2%	(81.3%)	82 (83)
②研修会等費	353	(324)	28.5%	(26.4%)	69 (39)
③道・水路管理費	657	(657)	53.1%	(53.5%)	231 (234)
④農地管理費	624	(630)	50.4%	(51.3%)	281 (280)
⑤鳥獣被害防止対策費	331	(364)	26.7%	(29.6%)	174 (199)
⑥共同利用機械購入等費	135	(137)	10.9%	(11.2%)	383 (412)
⑦共同利用施設整備等費	46	(32)	3.7%	(2.6%)	196 (237)
⑧多面的機能増進活動費	112	(110)	9.0%	(9.0%)	89 (76)
⑨農産物の販売促進関係費	11	(4)	0.9%	(0.3%)	411 (252)
⑩その他	644	(623)	52.0%	(50.7%)	85 (294)

表中の()はR4年度

交付金(共同取組活動)の使途



【参 考】

中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2~6年度)のあらまし

中山間地域の農業は、農地を耕作することで国土の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など、大切な役割を果たしています。

しかし、中山間地域は平地に比べて傾斜地が多く、まとまった農地も少ないことから生産費がかさみ、耕作されずに荒れている農地が増えています。

この制度は、中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支払い、「適切な農地管理」「集落の共同活動」「将来の農業生産活動の体制整備」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えようとするものです。

1 対象となる地域 ☆対象地域は、市町村によって異なります。

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、**棚田地域振興法**等で指定された地域
- (2) 知事が指定する特認地域で①に地理的に隣接する地域及び農林統計上の中山間地域

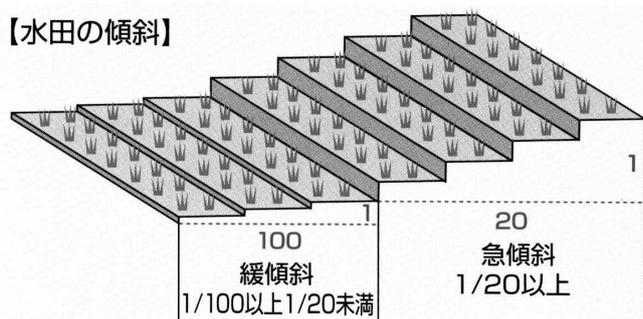
2 対象となる農地

対象となる地域内で、次のいずれかに該当する1ha以上のまとまりのある農用地(農振農用地区域内)が対象です。

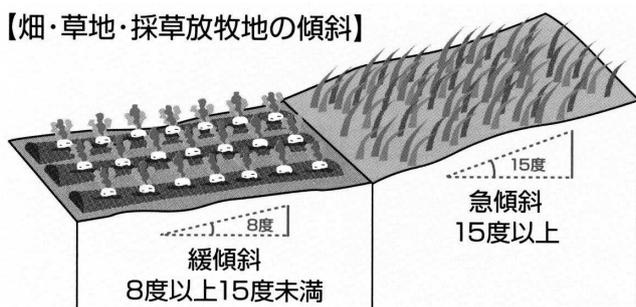
- (1) 急傾斜農用地
傾斜が水田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上
- (2) 小区画・不整形な田
大多数が30a未満で、平均が20a以下
- (3) 市町村長の判断により対象となる農用地
 - ・ 緩傾斜農用地 (田1/100以上、畑等8度以上)
 - ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

農地のイメージ図

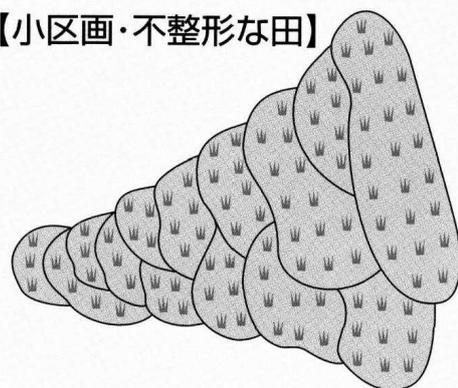
【水田の傾斜】



【畑・草地・採草放牧地の傾斜】



【小区画・不整形な田】



☆緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農用地は、市町村により扱いが異なります。

3 主な交付単価 (10a 当たり)

地目	傾斜区分	基礎単価	体制整備単価	☆草地、採草放牧地も対象となります。 ☆面積には、畦畔・法面も含まれます。 ☆「小区画・不整形な田」「高齢化率・耕作放棄率の高い農用地」の単価は緩傾斜と同じです。
田	急傾斜(1/20以上)	16,800円	21,000円	
	緩傾斜(1/100~1/20)等	6,400円	8,000円	
畑	急傾斜(15度以上)	9,200円	11,500円	
	緩傾斜(8度~15度)等	2,800円	3,500円	

4 対象者

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象です。

- ・農業者
- ・生産組織
- ・第3セクター
- ・農地所有適格法人 等

5 実施期間

令和2~6年度

6 対象となる活動

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続される農業生産活動等

◎基礎単価が交付される活動

区 分		具体的に取り組む行為
必須事項	農業生産活動等 (右の全ての項目を実施)	集落マスタープランの作成 集落の目指すべき将来像とその実現に向けた活動方策及び目標等の計画策定
		耕作放棄の防止等の活動 適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の貸借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動 適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動 (右の項目の中から1つ以上選択)	国土保全機能を高める取組 土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組 景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田オーナー制度、グリーンツーリズム
		自然生態系の保全に資する取組 魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

◎体制整備単価が交付される活動（基礎単価が交付される活動に加えて実施）

要件	活動項目	活動内容	活動の水準	備考
必須事項	<u>集落戦略の作成</u>	<p>協定農用地の将来像並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い作成する。</p> <p>①協定農用地の将来像 ②協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状 ③集落の現状を踏まえた対策の方向性 ④具体的な対策に向けた検討 ⑤今後の対策の具体的内容及びスケジュール ⑥農業生産活動等の継続のための支援体制</p>	中間年（令和4年度）を目途に作成。その後も話し合いにより毎年見直し。	

◎加算単価が交付される活動（体制整備単価の要件を満たしている協定に適用される）

加算の種類	加算の概要	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
<u>棚田地域振興活動加算</u>	<p>認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う。</p> <p>【目標】ア～ウの全てに定量的な目標設定を行う。（棚田の価値を活かした活動、集落機能強化及び生産性向上の目標を含めること）</p> <p>ア：棚田等の保全に関する目標 イ：棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標 ウ：棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標</p>	<p>認定計画に位置づけられている棚田等で田1/20畑15度以上の傾斜がある農用地面積に加算</p> <p>※勾配が田1/10以上、畑20度以上の場合は超急傾斜単価を適用（R4拡充）</p>	<p>田：10,000円 畑：10,000円</p> <p>田（超急傾斜）14,000円 畑（超急傾斜）14,000円</p>	<p>超急傾斜、集落機能強化、生産性向上との重複は不可。</p> <p>県第三者委員会で目標の妥当性を協議</p>
超急傾斜農地保全管理加算	<p>超急傾斜農地の保全等の取組を行う。</p> <p>【目標】ア、イの全てに定量的な目標設定を行う。</p> <p>ア：超急傾斜農地の保全 イ：超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等</p>	<p>勾配が田1/10以上、畑20度以上の農用地面積に加算</p>	<p>田：6,000円 畑：6,000円</p>	基礎単価でも取組可能
集落協定広域化加算	<p>他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う。</p> <p>【目標】</p> <p>ア：単年の取組の場合 主導的な役割を担う人材確保 イ：複数年の取組の場合 人材確保に加えて、広域化後の協定で達成する目標の設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	

加算の種類	加算の概要	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
集落機能強化加算	<p>新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 ・コミュニティサロンの開設 ・地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等） <p>【目標】定量的な目標を1つ以上設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	
生産性向上加算	<p>生産性向上を図る取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物のブランド化、加工、販売 ・担い手への農地集積、集約、農作業の委託 ・機械、農作業の共同化 ・農作業の省力化 <p>【目標】定量的な目標を1つ以上設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	

※加算を複数選択する場合は、上乗せする加算の単価は1,000円/10a減額となる。

7 返還の免責要件

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合や農地を転用した場合は、原則として協定の認定年度に遡って、**該当農用地**についての交付金を返還する必要がありますが、次の免責事由に該当する場合には、返還が免除又は要件が緩和されます。

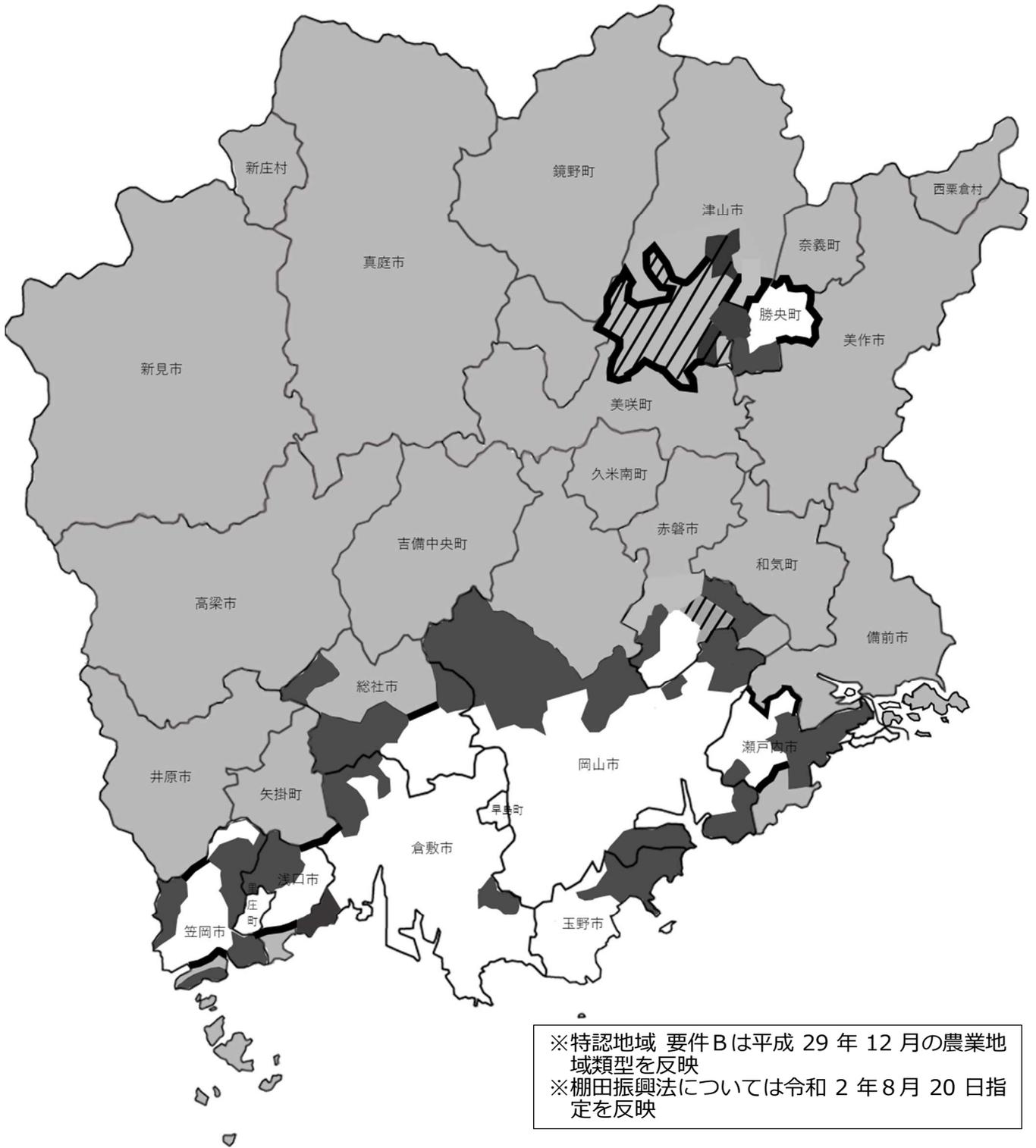
免責事由 ※一部抜粋		返還の範囲	金額	措置される次期
協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合				
	①②以外	全協定農用地	全額	認定年度以降返還
①	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の死亡、病気、その家族の病気等 ・自然災害の場合 ・土地収用法に基づき収用もしくは使用を受けた場合 ・農業用施設用地とした場合等 	-	免除	当該農用地について当該年度以降交付停止
②	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者又は後継者の住宅に供する場合 林業又は水産業用施設用地とした場合 	当該農用地	全額	認定年度以降返還

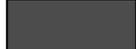
※下記のような協定参加者全体で達成すべき事項が達成できなかった場合、基礎単価分、体制単価分、加算分それぞれについて協定農用地全体が遡及返還対象となる。

- ・多面的機能を増進する活動や農道・水道等の維持管理
- ・体制整備単価（集落戦略の作成）
- ・加算措置の取組目標

中山間地域等直接支払制度 対象地域図(第5期対策)

令和6年4月1日現在



-  ----- 一般地域：地域振興 4 法の指定地域（市町村又は旧市町村単位）
-  ----- 一般地域：棚田振興法のみ指定地域（旧市町村単位）
-  ----- 特認地域 要件 A：一般地域に地理的に隣接する地域（センサス集落単位）
-  ----- 特認地域 要件 B：農林統計上の中山間地域（S25 年の旧市町村単位）

集落協定の主な取組事例

(別紙)

○ドローンを活用した集落ぐるみの共同防除作業

むろのう

室納 集落協定(吉備中央町)

協定面積：31.9ha 交付金額：674万円

吉備中央町の中部にある室納地区は、基盤整備事業によりほ場の区画が整備された地区で、地域住民が一体となって農地等の保全に努めている。

令和2年度より、生産性向上加算を活用し、ドローン操作資格と機体の購入を行い、集落ぐるみで共同防除作業を行うことで、労力の軽減と効率化を行い、将来にわたり農地の保全を行っていく体制の構築を進めている。

【主な取組実績】

- ドローンを使っての共同防除作業
- 農道・水路等の維持管理・整備



専用オペレーターの育成



ドローンでの空中散布の様子

○農福連携による就労支援

ひらまつわさむぎ

平松・早麦集落協定(井原市美星町)

協定面積：9.7ha 交付金額：217万円

高齢化が進む現状の中、将来の農地の保全を模索するため、農福連携による特別支援学校と連携した就労体験を受け入れ、地域住民との交流を行い、新規就労へつながる活動に取り組んでいる。

また、構成員による農業用ドローンを使った水稻防除作業に取り組み、個人作業の負担軽減と集団防除による効果増を図る農業のスマート化を進めている。

【主な取組実績】

- 農福連携による就労体験と交流
- 農業用ドローンによる集団防除



特別支援学校と連携した就労体験



ドローンによる防除作業

○歴史ある農業用水「まんぷ」を守り活かす!

いなほ

稲穂集落協定(美作市)

協定面積：5.7ha 交付金額：71万円

協定内には「まんぷ」と呼ばれる農業用水がある。貯水量が少ないため池に水を集めるため、明治時代中期に山瀬を集める集水溝と、集めた水を池に送る長さ約46mの隧道を人力で開削。

以来、集落の共同活動としてまんぷの保全管理を行っており、現在でも川からポンプアップした水を通し、周辺の水田約7haを潤している。

毎年、地元小学生を校外学習の一環として受け入れ、農業に対する理解を深める機会をつくり、ともに先人たちの偉業を語り継いでいる。

【主な取組実績】

- 周辺の草刈、水路管理等による機能維持と景観の保全
- 地元小学校と連携した校外学習の場の提供



農業用水「まんぷ」



校外学習での体験風景

資料No. 3

令和6年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

令和5年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

令和6年8月

岡山県農林水産部

環境保全型農業直接支払交付金

1 目的

環境に対する関心の高まりを背景に、平成 23 年度から環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減など、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援し、環境保全型農業の面的拡大を図っている。

なお、平成 27 年度からは多面的機能発揮促進法が施行され、日本型直接支払制度の 1 つとして実施されている。

2 事業内容

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じた支援を実施する。

対象活動（県内で実施のあるもの）		交付単価
有機農業 （化学肥料・化学合成農薬を使用しない）	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000 円/10a
	炭素貯留効果の高い有機農業	2,000 円/10a 加算
	そば等雑穀、飼料作物	3,000 円/10a
5 割低減 （化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減）	カバークロップ	6,000 円/10a
	堆肥の施用	4,400 円/10a
	リビングマルチ	5,400 円/10a
	小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子使用	3,200 円/10a
	秋耕	800 円/10a
取組拡大加算		4,000 円/10a（新規取組面積あたり）

※取組拡大加算とは、有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援するもの。



カバークロップ



アイガモ有機農業

3 令和 5 年度事業実績

区分	有機農業	カバークロップ	堆肥の施用	秋耕	リビングマルチ	計
取組面積	124.0ha	140.8ha	37.5ha	20.1ha	0.1ha	322.5ha
対前年比	104.9%	131.4%	132.4%	172.3%	—	121.4%
前年度面積	118.2ha	107.2ha	28.3ha	11.8ha	—	265.6ha
市町村数	13	8	7	2	1	15
交付金総額	15,418 千円 (取組拡大加算 6 千円含む)	8,449 千円	1,649 千円	161 千円	3 千円	25,680 千円 (うち県費 6,420 千円)

※負担区分 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

（備考）日本型直接支払制度

多面的機能発揮促進法（施行：H27.4.1～）に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、国・県・市町村・農業者団体は、各々指針・方針・計画を策定し、それらに即し事業を実施する。

多面的機能支払

中山間地域等直接支払

環境保全型農業直接支払

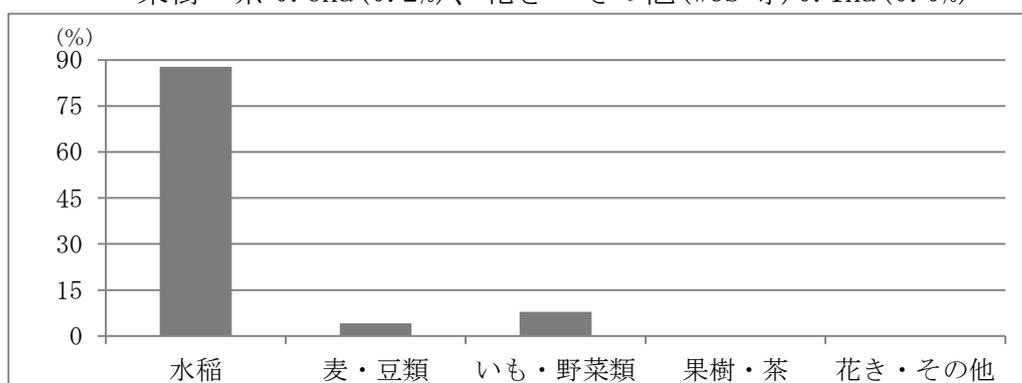
令和5年度環境保全型農業直接支払交付金取組内容（岡山県）

1 取組状況

- 取組市町村数 15市町村
- 交付件数 59件
- 取組面積 322.47ha
- 交付金額 25,680千円
- 取組主体 有機農産物の生産集団、集落営農組織、地域の稲作研究会等

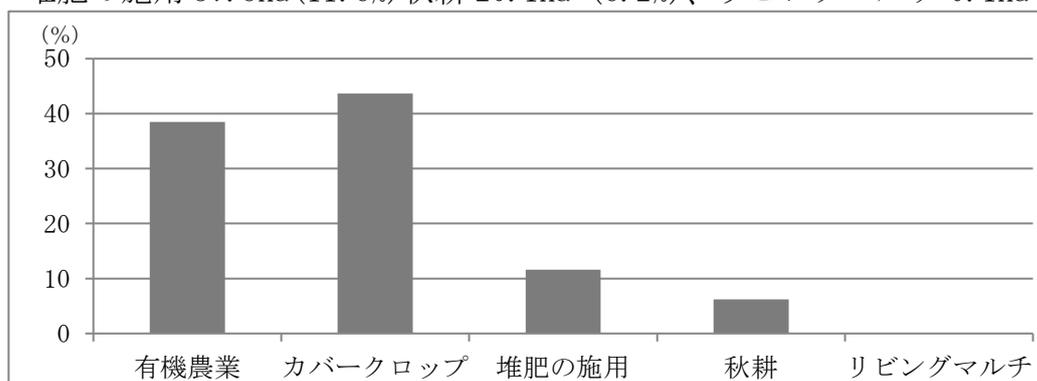
2 取組作物

取組面積：水稲 283.1ha(87.8%)、麦・豆類 13.2ha(4.1%)、いも・野菜類 25.4ha(7.9%)
果樹・茶 0.6ha(0.2%)、花き・その他(WCS等)0.1ha(0.0%)



3 対象活動の状況

有機農業 124.0ha(38.5%)※取組拡大加算 0.1ha、カバークロープ^o 140.8ha(43.7%)
堆肥の施用 37.5ha(11.6%)秋耕 20.1ha(6.2%)、リビングマルチ 0.1ha(0.0%)



4 取組状況の変遷

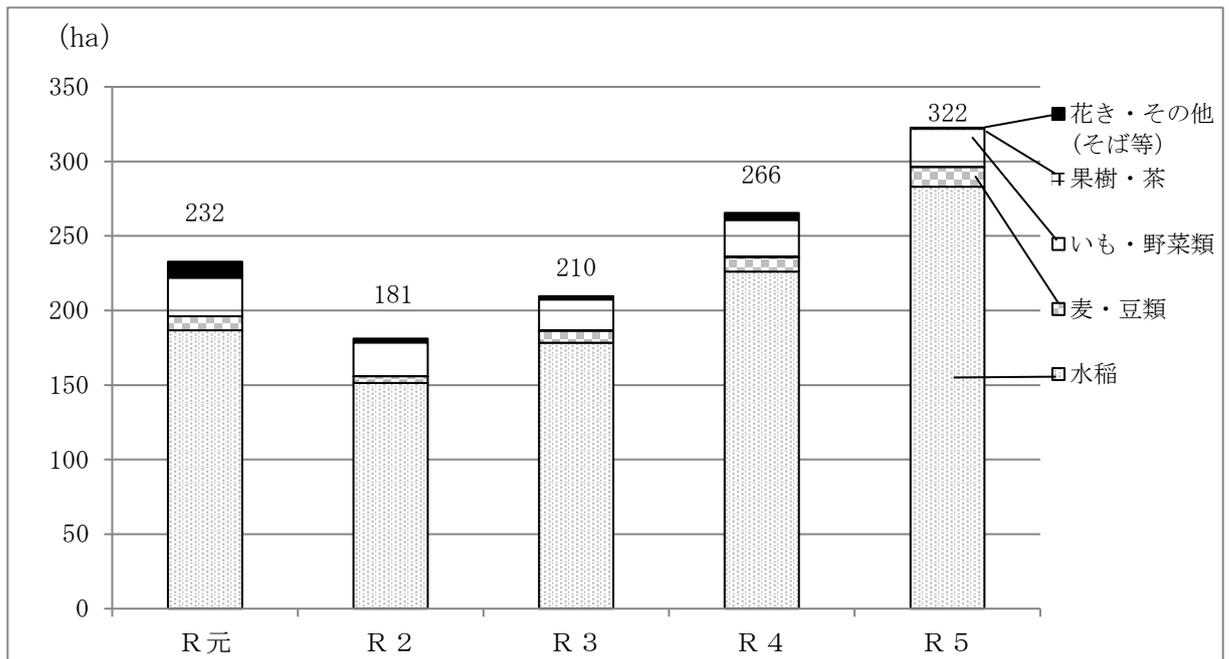
項目	R元	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	53	41	46	52	59
取組面積(ha)	232	181	210	266	322
交付金額(千円)	17,951	16,346	18,464	22,506	25,680

※取組面積は小数点以下四捨五入

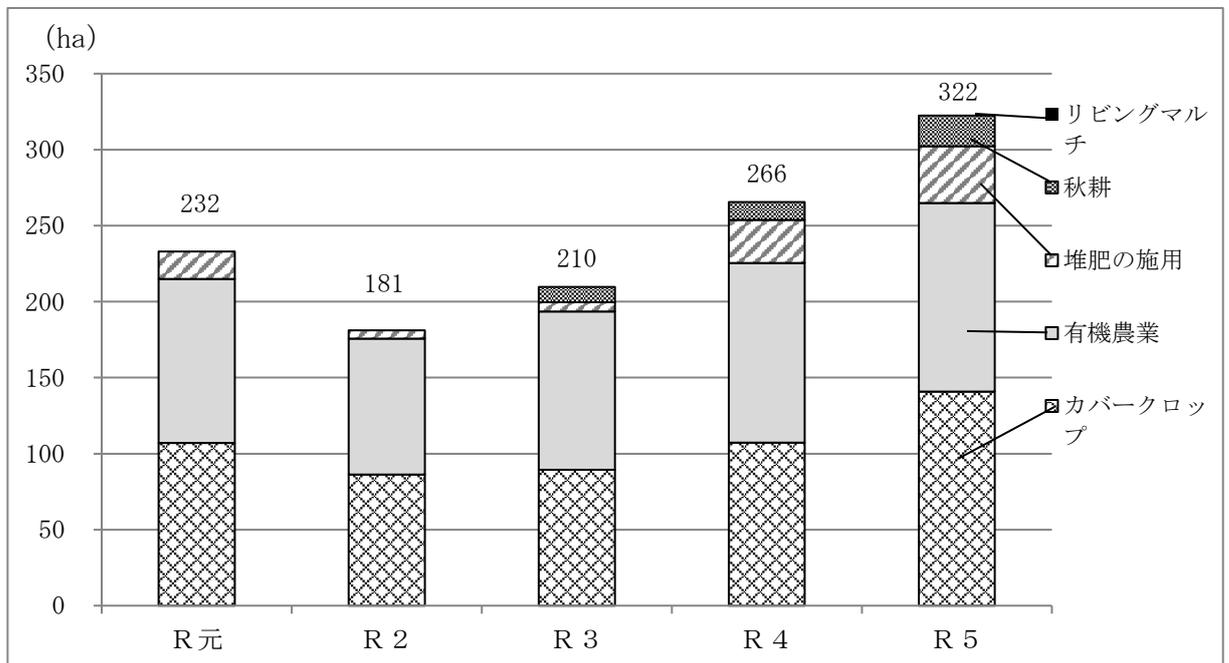
※交付金額は千円未満四捨五入

取組面積の推移

1 取組作物別



2 対象活動の状況別



過去5年間の環境保全型農業直接支払交付金 県民局別の対象活動取組面積

県民局	対象活動取組面積(a)							
	有機農業	カバー クロープ	堆肥の 施用	秋耕	リビングマ ルチ	取組拡大 加算	合計	
備前県民局	R5	5,412	5,418	61	2,010	0	0	12,901
	R4	4,848	2,280	76	1,183	0	0	8,387
	R3	4,061	1,374	51	1,007	0	-	6,493
	R2	3,639	1,320	0	0	0	-	4,959
	R元	5,198	1,168	712	-	-	-	7,078
備中県民局	R5	4,477	2,840	878	0	6	14	8,201
	R4	4,147	2,881	0	0	0	0	7,028
	R3	3,850	2,917	0	0	0	-	6,767
	R2	3,408	3,264	0	0	0	-	6,672
	R元	3,968	2,815	0	-	-	-	6,783
美作県民局	R5	2,514	5,823	2,808	0	0	0	11,145
	R4	2,821	5,561	2,758	0	0	0	11,140
	R3	2,486	4,657	561	0	0	-	7,704
	R2	1,898	4,044	550	0	0	-	6,492
	R元	1,608	6,757	1,044	-	-	-	9,409
県計	R5	12,403	14,081	3,747	2,010	6	14	32,247
	R4	11,816	10,722	2,834	1,183	0	0	26,555
	R3	10,397	8,948	612	1,007	0	-	20,964
	R2	8,945	8,628	550	0	0	-	18,123
	R元	10,774	10,740	1,756	-	-	-	23,270

※秋耕、リビングマルチはR2年度から交付金の対象に追加。

※取組拡大加算はR4年度から交付金の対象に追加。

令和5年度環境保全型農業直接支払交付金 市町村別取組一覧

県民局名	市町村名	対象活動の取組面積(a)							対象作物の取組面積(a)					交付金額 (円)
		合計	有機農業	カバークロープ	堆肥の施用	秋耕	リビングマルチ	取組拡大加算	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他	
備前	岡山市	9,696	3,029	4,929	61	1,677			9,231	12	417	36	0	6,988,600
	備前市	496	163			333			333	163	0	0	0	242,240
	瀬戸内市	1,993	1,993						1,092	130	771	0	0	2,391,600
	和気町	643	154	489					551	0	92	0	0	504,200
	吉備中央町	73	73						40	33	0	0	0	83,100
	県民局計	12,901	5,412	5,418	61	2,010	0	0	11,247	338	1,280	36	0	10,209,740
備中	倉敷市	6,800	3,335	2,653	806			6	6,652	41	107	0	0	6,105,680
	井原市	200	191		9				35	18	132	15	0	236,760
	総社市	1,001	814	187					575	111	315	0	0	1,089,000
	高梁市	200	137		63			14	103	0	97	0	0	197,720
	県民局計	8,201	4,477	2,840	878	0	6	14	7,365	170	651	15	0	7,629,160
美作	津山市	5,418	1,479	1,622	2,317				4,786	549	57	12	14	3,767,480
	真庭市	561	207		354				432	0	129	0	0	404,160
	美作市	615	615						0	260	355	0	0	832,600
	新庄村	1,435	213	1,085	137				1,364	0	71	0	0	966,880
	鏡野町	965		965					965	0	0	0	0	579,000
	奈義町	2,151		2,151					2,151	0	0	0	0	1,290,600
	県民局計	11,145	2,514	5,823	2,808	0	0	0	9,698	809	612	12	14	7,840,720
合計		32,247	12,403	14,081	3,747	2,010	6		28,310	1,317	2,543	63	14	25,679,620

※飼料用稲は水稲ではなく、花き・その他に計上

中国四国地域における取組状況の推移（令和元年度～令和5年度）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
鳥取県	取組件数（件）	44	40	41	41	45
	実施面積（h a）	497	556	527	451	498
	交付額（千円）	32,882	32,050	28,721	28,134	29,167
島根県	取組件数（件）	86	78	80	83	82
	実施面積（h a）	1,443	1,401	1,459	1,480	1,503
	交付額（千円）	87,927	87,361	90,423	93,245	93,748
岡山県	取組件数（件）	53	41	46	52	59
	実施面積（h a）	233	181	210	266	322
	交付額（千円）	17,951	16,346	18,464	22,506	25,680
広島県	取組件数（件）	58	57	57	64	66
	実施面積（h a）	518	561	585	692	711
	交付額（千円）	26,459	30,667	33,647	38,328	40,431
山口県	取組件数（件）	46	41	39	36	37
	実施面積（h a）	459	448	444	423	468
	交付額（千円）	30,163	29,291	28,867	27,849	31,982
徳島県	取組件数（件）	29	41	40	42	44
	実施面積（h a）	112	146	151	181	196
	交付額（千円）	8,668	16,066	16,678	19,628	19,809
香川県	取組件数（件）	21	17	18	18	21
	実施面積（h a）	100	103	109	110	126
	交付額（千円）	6,684	7,591	7,827	8,262	9,548
愛媛県	取組件数（件）	24	22	23	22	24
	実施面積（h a）	219	202	191	176	185
	交付額（千円）	17,511	21,547	20,421	19,863	19,841
高知県	取組件数（件）	30	29	30	31	35
	実施面積（h a）	184	186	210	195	237
	交付額（千円）	12,612	16,705	18,409	17,118	19,983
中四国 合計	取組件数（件）	391	366	374	389	413
	実施面積（h a）	3,766	3,784	3,886	3,974	4,246
	交付額（千円）	240,858	257,623	263,457	274,933	290,189

環境保全型農業の推進状況



岡山市 おかやまオーガニック（5戸、220a）

- ・平成13年に現代表がおかやま有機無農薬農産物の認証を取得し、平成15年に「おかやまオーガニック」を設立。
- ・土づくりにこだわり、病害虫・雑草対策として、輪作、雨よけ施設や防虫ネット、マルチの利用など複数の対策を組み合わせ、米、野菜の少量多品目生産に取り組む。
- ・ホテルやレストラン、自然栽培店などで販売している。



倉敷市 倉敷弥高山高原有機野菜クラブ（2戸、60a）

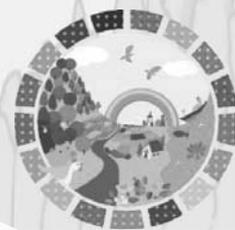
- ・平成18年から有機農業を開始し、白ねぎ、なばな、さといも、じゃがいも、さつまいも等根菜類を中心に少量多品目生産に取り組む。
- ・学校給食やレストラン等で販売。



真庭市 （株）城北農産あいがもファーム（207a）

- ・平成16年におかやま有機無農薬農産物の認証を取得。
- ・合鴨による除草や害虫防除、緑肥（レンゲ）のすき込みを行い、水稻（きぬむすめ）を栽培。
- ・直売所やインターネットで販売。

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度がスタートしています！

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

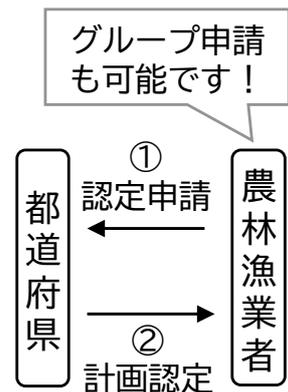
今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、
令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、
先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

(令和6年4月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。



✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

< 税制特例の対象機械 >



税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象事業はこちら

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

申請については、下記問い合わせ先に御相談ください！

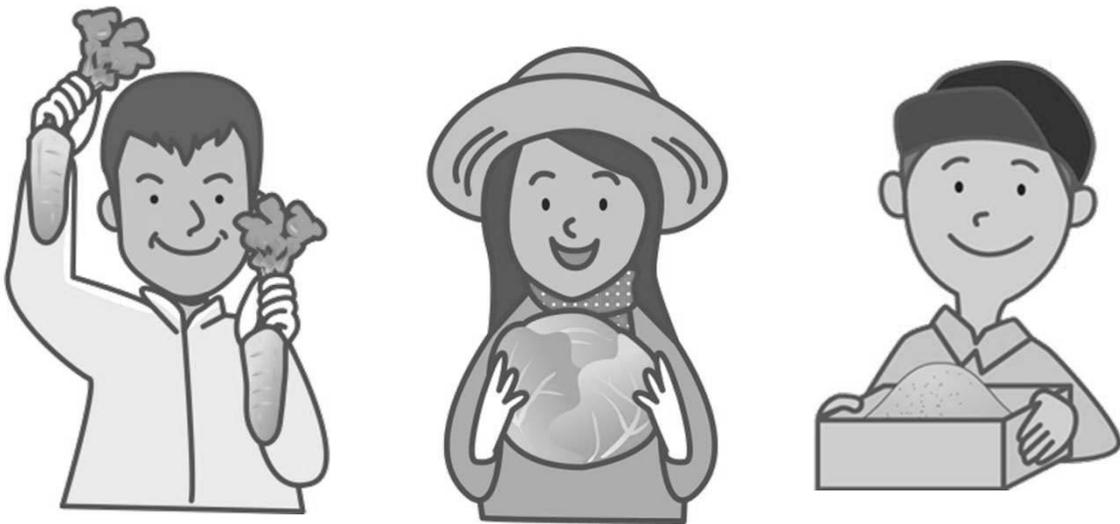
お問合せ先	岡山県農林水産部農産課	TEL:086-226-7422
	備前県民局農畜産物生産課	TEL:086-233-9827
	備中県民局農畜産物生産課	TEL:086-434-7032
	美作県民局農畜産物生産課	TEL:0868-23-1305

地域で環境にやさしい農業に 取り組むみなさまへ

令和
5年度

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて、地域内の生物を守ろう！



環境保全型農業直接支払交付金について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

※ 本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあるため、農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

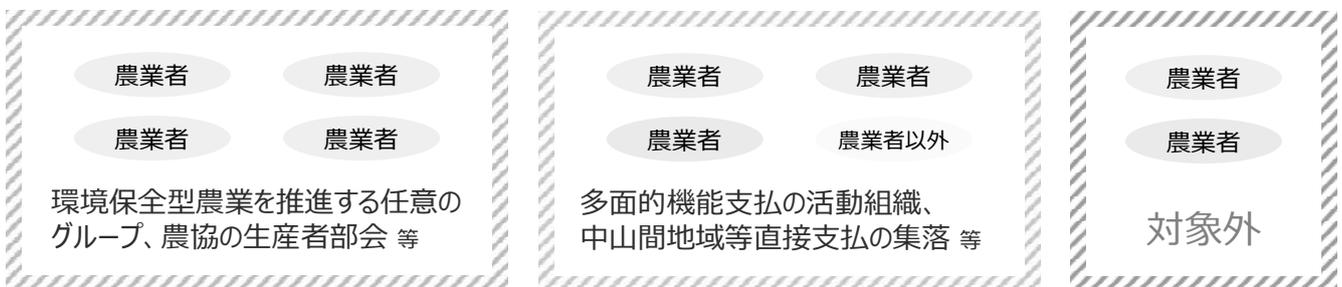
対象者（申請主体）

① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

<農業者団体の例>

同一団体内に、環境保全型農業直接支払交付金（以下、環境直払）の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



農業者 は、環境直払の対象活動に取り組む農業者 農業者 は、環境直払の対象活動に取り組んでいない農業者

② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、市町村が特に認める場合に対象になります。

- ▶ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ▶ 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ みどりのチェックシートの取組を実施していること
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと

電子申請



現在、電子申請を利用可能な市町村は限られています。事前に市町村へeMAFFの利用可否をご確認ください。

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による本交付金の電子申請が行えます。電子申請には、デジタル庁が提供するgBizID（ジーブズアイディ）の取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。



gBizIDの詳細はこちら

支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
 申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種※3	〔前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組〕	3,000円/10a
長期中干し※4	〔14日以上の中干しを実施する取組〕	800円/10a
秋耕※4	〔主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組〕	800円/10a

- ※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。
- ※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。
- ※3 対象作物は、麦(小麦、二条麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆です。
- ※4 対象作物は、水稻です。

地域特認取組※5	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※5 対象取組や交付単価は、都道府県により異なります。詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。

取組拡大加算	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a

取組の環境保全効果の例

【地球温暖化防止】

農地に還元された堆肥やカバークロップの一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。

【生物多様性保全】

化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献します。



農業者団体等が行う申請手続の流れ

5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定 [令和5年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動※1の面積や推進活動の計画を記載し、市町村から事業計画の認定を受けてください。

前回の計画認定が平成30年度の場合、令和5年度に改めて計画の認定を受けてください。

令和元年度から令和4年度の間計画の認定を受けている場合、認定された計画の内容に変更があれば、市町村に計画変更の申請又は届出※2を行ってください。

※1 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて「対象活動」といいます。

※2 変更する内容により手続きが異なります。

交付申請書の提出【毎年度】 [市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

<対象活動、推進活動の実施>

カバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

実施状況報告書等の提出 [令和6年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、みどりのチェックシートや生産記録等の必要書類をまとめて提出してください。

※ 令和6年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

実績報告書の提出 [市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

営農活動実績報告書の提出 [令和6年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

お問い合わせ先

地域	お問い合わせ先	電話番号	地域	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0439	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省 農産局 農業環境対策課	03-6744-0499

環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳しいパンフレットなどはホームページ（https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyokakyou_chokubarai/mainp.html）に掲載しています。また、取組を行う上での詳細な要件などは、取組を行う農地が所在する市町村にご確認ください。



環境保全型農業に取り組むみなさまへ

環境保全型農業直接支払交付金では「みどりのチェックシート」の取組を交付要件としています。

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指し「みどりの食料システム戦略(令和3年5月)」を策定しました。

本戦略は、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)や環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつある中で、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すものです。

本交付金においては、実施すべき持続可能な農業生産に係る取組を定めた「みどりのチェックシート」の取組を実施していただくことを交付要件としています。

取り組んでいただく内容

ステップ1 みどりのチェックシートの取組に関する指導・研修を

1 受けてください。

- 地方公共団体が主催する研修
- GAP指導者による指導
- 農林水産省提供のオンライン研修
- 民間団体が主催する研修 など

※上記いずれかの指導・研修を受けてください。

受講証等、指導・研修を受けたことが確認できるものを提出していただきます。



ステップ2 みどりのチェックシートの取組を実施してください。

ステップ1の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、取組を実施します。

- 化学合成農薬の使用量低減
- 化学肥料の使用量低減
- 温室効果ガス・廃棄物の排出削減
- 農作業安全



作業中断時はエンジン停止！
シートベルトもしっかり着用！



ステップ3 みどりのチェックシートを提出してください。

「みどりのチェックシート」の取組の全ての項目を実施し、□欄に✓を記入します。
(ただし、該当しない場合は除きます)

※関連書類をご自身で保管してください。

みどりのチェックシートの取組を行ったことを証明する書類を保管してください。

(ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合は不要です)

お問い合わせ先

取組を行う農地の所在する市町村、都道府県
または農林水産省農産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

みどりのチェックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。□欄に○を記入してください。

【化学合成農薬の使用量低減】	
<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録を保存
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)
<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)

【化学肥料の使用量低減】	
<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録を保存
<input type="checkbox"/>	有機物の施用 (堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)
<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】	
<input type="checkbox"/>	電気・燃料の使用状況の記録を保存
<input type="checkbox"/>	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、 農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)
<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)

【農作業安全】	
<input type="checkbox"/>	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)
<input type="checkbox"/>	農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、 機械・器具の操作方法確認等)

▶ 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は、認証書の写しを提出することで、「指導・研修の受講」及び「みどりのチェックシートの提出」を省略することができます。